

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	(第一条関係)	1
○高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	(第二条関係)	29
○ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)	(第三条関係)	53
○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	(第四条関係)	75
○情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)	(第五条関係)	108

(附則)

○電気工事士法(昭和三十五年法律第三百三十九号)	(附則第八条関係)	110
○電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)	(附則第九条関係)	112
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	(附則第十条関係)	113
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	(附則第十一条関係)	115
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	(附則第十二条関係)	119
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)	(附則第十四条関係)	121
○電気工業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)	(附則第十五条関係)	122
○石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)	(附則第十六条関係)	124
○石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)	(附則第十七条関係)	125
○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律(令和四年法律第 号)	(附則第十八条関係)	126

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文  
 ○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 事業（第五条―第二十五条の二）</p> <p>第三章 保安（第二十六条―第三十九条）</p> <p>第三章の二 完成検査及び保安検査に係る認定（第三十九条の二―第三十九条の十二）</p> <p>第三章の三 認定高度保安実施者（第三十九条の十三―第三十九条の二十七）</p> <p>第四章 容器等</p> <p>第一節 容器及び容器の附属品（第四十条―第五十六条の二の二）</p> <p>第二節 第四節（略）</p> <p>第四章の二 指定試験機関等</p> <p>第一節 第五節（略）</p> <p>第六節 検査組織等調査機関（第五十八条の三十四―第五十九条）</p> <p>第四章の三 高圧ガス保安協会</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 会員（第五十九条の九―第五十九条の十二）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 業務（第五十九条の二十八―第五十九条の三十の二）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 事業（第五条―第二十五条の二）</p> <p>第三章 保安（第二十六条―第三十九条）</p> <p>第三章の二 完成検査及び保安検査に係る認定（第三十九条の二―第三十九条の十二）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 容器等</p> <p>第一節 容器及び容器の附属品（第四十条―第五十六条の二の二）</p> <p>第二節 第四節（略）</p> <p>第四章の二 指定試験機関等</p> <p>第一節 第五節（略）</p> <p>第六節 検査組織等調査機関（第五十八条の三十四―第五十九条）</p> <p>第四章の三 高圧ガス保安協会</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 会員（第五十九条の九―第五十九条の十二）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 業務（第五十九条の二十八―第五十九条の三十の二）</p>

第四節の二（第六節）（略）

第五章 雑則（第六十条―第七十九条の三）

第六章 罰則（第八十条―第八十六条）

附則

第一章 総則

（適用除外）

第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

一 （略）

二 鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガス

三・四 （略）

五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条

第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

六 （略）

（削る）

七 （略）

八 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

第四節の二（第六節）（略）

第五章 雑則（第六十条―第七十九条の三）

第六章 罰則（第八十条―第八十六条）

附則

第一章 総則

（適用除外）

第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

一 （略）

二 鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガス

三・四 （略）

（新設）

五 （略）

六 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

七 （略）

（新設）

九 (略)

2 第四十条から第五十六条の二の二まで、第六十条及び第六十一条から第六十三条までの規定は、内容積一デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

第二章 事業

(許可の基準)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

- 一 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十一条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十条の三、第二十一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第十項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の六、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項第四号、第三十九条の十五第一項第一号及び第二項、第三十九条の二十第一項第四号、第三十九条の二十二第一項、第六十条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二・三 (略)

八 (略)

2 第四十条から第五十六条の二の二まで及び第六十条から第六十三条までの規定は、内容積一デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

第二章 事業

(許可の基準)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

- 一 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十一条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十条の三、第二十一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第十項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の六、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項第四号、第六十条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二・三 (略)

(移動)

第二十三条 (略)

2 車両(道路運送車両法第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

3 (略)

### 第三章 保安

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)

第二十七条の二 (略)

2~5 (略)

6 第一項第一号又は第二号に掲げる者は、第三項若しくは第四項の規定による保安技術管理者若しくは保安係員の選任又はその解任について、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

7 (略)

(許可の取消し等)

第三十八条 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができ。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、

(移動)

第二十三条 (略)

2 車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

3 (略)

### 第三章 保安

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)

第二十七条の二 (略)

2~5 (略)

6 第一項第一号又は第二号に掲げる者は、第三項又は第四項の規定による保安技術管理者又は保安係員の選任又はその解任について、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

7 (略)

(許可の取消し等)

第三十八条 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができ。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、

第六号の規定については、この限りでない。

一・二 (略)

三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

四〇六 (略)

2 都道府県知事は、第二種製造者、第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

第三章の二 完成検査及び保安検査に係る認定

(認定の取消し等)

第三十九条の十二 (略)

2 (略)

3 認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が次条の認定を受けたときは、当該認定完成検査実施者に係る第二十条第三項第二号の認定又は当該認定保安検査実施者に係る第三十五条第一項第二号の認定は、その効力を失う。

第三章の三 認定高度保安実施者

(認定)

第三十九条の十三 第一種製造者は、経済産業省令で定めるところ

第六号の規定については、この限りでない。

一・二 (略)

三 第二十条第一項又は第三項の完成検査を受けないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

四〇六 (略)

2 都道府県知事は、第二種製造者、第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

第三章の二 完成検査及び保安検査に係る認定

(認定の取消し等)

第三十九条の十二 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

るにより、第五条第一項の許可に係る事業所ごとに、高度な保安を確保することができる」と認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この章において単に「認定」という。）を受けることができる。

（認定の基準等）

第三十九条の十四 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2 認定の申請をした者は、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第三十九条の十六第一項に規定する協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を受けた場合には、当該調査を受けた事項については当該検査を受けることを要しない。

（欠格条項）

第三十九条の十五 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 認定の申請に係る事業所において高圧ガスの製造を開始し

（新設）

（新設）

た日から二年を経過しない者

二 認定の申請に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しない者

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第三十九条の二十第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が第二十一条第一項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

(協会等の調査)

第三十九条の十六 経済産業大臣は、第三十九条の十四第二項の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるときは、その範囲を定めて、協会又は同項ただし書の指定を受けた者に、当該申請が同条第一項各号の経済産業省令で定める基準に適合しているかどうかについて、意見を聴取し、又は調査を依頼することができる。

2 経済産業大臣は、前項の確認を行う必要があると認めるときは、速やかに、その旨を認定の申請をした者に通知するものとする。

(新設)



(認定の更新)

第三十九条の十七 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十九条の十三、第三十九条の十四及び前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。この場合において、第三十九条の十四第二項中「ついで、」とあるのは、「ついで、経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第三十九条の十八 認定を受けた第一種製造者(以下「認定高度保安実施者」という。)は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承継)

第三十九条の十九 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が認定高度保安実施者であるときは、当該第一種製造者の地位を承継した者(認定高度保安実施者に限る。)は、認定高度保安実施者の地位を承継する。ただし、当該第一種製造者の地位を承継した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

二 第三十九条の十五第一項第三号から第五号までのいずれか

(新設)

(新設)

(新設)

に該当するとき。

- 2| 前項の規定により認定高度保安実施者の地位を承継した者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第三十九条の二十 経済産業大臣は、認定高度保安実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生したとき。
  - 二 認定に係る事業所において発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。
  - 三 第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じず、又は同条第二項の規定による届出を行わなかつたとき。
  - 四 第三十八条第一項の規定により都道府県知事による高圧ガスの製造の停止の命令を受けたとき。
  - 五 都道府県知事により第三十九条第一号又は第二号に掲げる措置をされたとき。
  - 六 第三十九条の十四第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。
  - 七 第三十九条の十五第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。
  - 八 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。
- 2| 第三十八条第一項の規定により第五条第一項の許可が取り消

(新設)

されたときは、当該許可の取消しに係る事業所に係る認定は、その効力を失う。

(製造のための施設等の変更の特例)

第三十九条の二十一 認定高度保安実施者は、第十四条第一項に規定する変更の工事又は製造の方法の変更（経済産業省令で定める重要なものを除く。）をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の許可を受けることを要しない。この場合においては、当該変更の工事（同項ただし書に規定する軽微なものを除く。）の完成後又は当該製造の方法の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 認定高度保安実施者は、第十四条第一項ただし書に規定する軽微な変更の工事をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該工事に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 認定高度保安実施者は、第一項の経済産業省令で定める軽微な製造の方法の変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該製造の方法の変更に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(完成検査の特例)

第三十九条の二十二 認定高度保安実施者は、特定変更工事を完成したときは、第二十条第三項の規定にかかわらず、製造のための施設につき、同項の都道府県知事が行う完成検査を受ける

(新設)

(新設)

ことを要しない。この場合においては、当該施設について、経済産業省令で定めるところにより、自ら完成検査を行い、第八条第一号の技術上の基準に適合していることを確認した後でなければ、これを使用してはならない。

2 認定高度保安実施者は、前項の完成検査を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載した検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(危害予防規程に係る特例)

第三十九条の二十三 認定高度保安実施者は、危害予防規程を定め、又は変更したときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該危害予防規程を保存し、都道府県知事から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(新設)

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例)

第三十九条の二十四 認定高度保安実施者(第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。)は、同条第四項の規定による保安係員の選任については、同項の規定にかかわらず、これを同項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない。

(新設)

2 認定高度保安実施者は、第二十七条の二第一項、第三項若しくは第四項の規定による保安統括者、保安技術管理者若しくは保安係員の選任又はその解任については、同条第五項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。

この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員に係る特例)

第三十九条の二十五 認定高度保安実施者(第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。 )は、同条第一項の規定による保安主任者の選任については、同項の規定にかかわらず、これを同項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない。

2 認定高度保安実施者は、第二十七条の三第一項若しくは第二項の規定による保安主任者若しくは保安企画推進員の選任又はその解任については、同条第三項において準用する第二十七条の二第六項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(冷凍保安責任者に係る特例)

第三十九条の二十六 認定高度保安実施者(第二十七条の四第一項第一号に掲げる者に限る。)は、同項の規定による冷凍保安責任者の選任又はその解任については、同条第二項において準用する第二十七条の二第五項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(新設)

(新設)

(保安検査等の特例)

第三十九条の二十七 認定高度保安実施者は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、特定施設について、同項の都道府県知事が行う保安検査を受けることを要しない。この場合においては、当該特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて、経済産業省令で定めるところにより、自ら保安検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならぬ。

2 第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

#### 第四章 容器等

##### 第一節 容器及び容器の附属品

(自動車の装置内の容器等であつたものの取扱い)

第四十九条の四の二 第三条第一項第五号に規定する装置(以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。 )内の容器及びその附属品(経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。)であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりその基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなつた場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第四十八条第一項第一号、第三号及び第五号並びに第四項、

(新設)

#### 第四章 容器等

##### 第一節 容器及び容器の附属品

(新設)

第四十九条の二第一項並びに第五十四条第二項後段の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。

- 一 容器検査 第四十五条第一項の刻印
- 二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印
- 三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印
- 四 附属品再検査 前条第三項の刻印

（くず化その他の処分）

第五十六条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。

2 協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかつた容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 （略）

4 前三項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「これに」とあるのは「その装置される容器に」と、「第四十四条第四項」とあるのは「第四十九条の二第四項」と、前項中「について三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされなかつたとき」とあるのは「について」と読み替

（くず化その他の処分）

第五十六条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。

2 協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 （略）

4 前三項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「これに」とあるのは「その附属品が装置される容器に」と、「第四十四条第四項」とあるのは「第四十九条の二第四項」と、前項中「について三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされなかつたとき」とあるのは「について」と読み替

えるものとする。

5| 第一項及び第三項の規定は自動車の装置内の容器であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち第四十九条の四の二に規定する表示がされていらないものについて、前項の規定は自動車の装置内の容器の附属品であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたものうち当該表示がされていらないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

6| (略)

第四章の二 指定試験機関等

第六節 検査組織等調査機関

(指定)

第五十八条の三十四 第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十六第一項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の調査（以下「検査組織等調査」と総称する。）ごとに、それぞれ経済産業省令で定める区分に従い、その調査を行おうとする者の申請により行ふ。

と読み替えるものとする。

(新設)

5| (略)

第四章の二 指定試験機関等

第六節 検査組織等調査機関

(指定)

第五十八条の三十四 第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の調査（以下「検査組織等調査」と総称する。）ごとに、それぞれ経済産業省令で定める区分に従い、その調査を行おうとする者の申請により行ふ。



(指定の基準)

第五十八条の三十五 経済産業大臣は、第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一～五 (略)

(準用)

第五十九条 第五十八条の十九、第五十八条の二十の二から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の規定による指定を受けて検査組織等調査を行う者(以下「検査組織等調査機関」という。)に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項」と、第五十八条の二十一の見出し、第五十八条の二十三、第五十八条の二十四、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査の」とあるのは「検査組織等調査の」と、第五十八条の二十一、第五十八条の二十二及び第五十八条の三十中「完成検査を」とあるのは「検査組織等調査を」と、第五十八条の二十一中「第五十八条の二十第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号」とある

(指定の基準)

第五十八条の三十五 経済産業大臣は、第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一～五 (略)

(準用)

第五十九条 第五十八条の十九、第五十八条の二十の二から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の規定による指定を受けて検査組織等調査を行う者(以下「検査組織等調査機関」という。)に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項」と、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査」とあるのは「検査組織等調査」と、第五十八条の二十一中「第五十八条の二十第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十七中「第五十八条の二十第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十九中「第五十八条の二十第一号から第五号」とあるのは「第五十八条

のは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十七中「第五十八条の二十第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十九中「第五十八条の二十第一号から第五号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号から第四号」と、第五十八条の三十中「第二十条第四項」とあるのは「第三十九条の七第二項、同条第四項、第四十九条の八第二項若しくは第五十六条の六の五第二項」と読み替えるものとする。

#### 第四章の三 高圧ガス保安協会

##### 第二節 会員

###### (資格)

第五十九条の九 次に掲げる者は、協会の会員となることができ  
る。

一 五の四 (略)

六 液化石油ガス法第二条第七項に規定する液化石油ガス器具  
等の製造又は販売の事業を行う者及び液化石油ガス法第五十

五条第一項の国内登録検査機関

六の二 八 (略)

##### 第四節 業務

###### (業務の範囲)

第五十九条の二十八 協会は、第五十九条の二の目的を達成する  
ため、次の業務を行う。

の三十五第一号から第四号」と、第五十八条の三十中「第二十  
条第四項」とあるのは「第三十九条の七第二項、同条第四項、  
第四十九条の八第二項若しくは第五十六条の六の五第二項」と  
読み替えるものとする。

#### 第四章の三 高圧ガス保安協会

##### 第二節 会員

###### (資格)

第五十九条の九 次に掲げる者は、協会の会員となることができ  
る。

一 五の四 (略)

六 液化石油ガス法第二条第七項に規定する液化石油ガス器具  
等の製造又は販売の事業を行う者及び液化石油ガス法第六十

二条の二第一項の認定検査機関

六の二 八 (略)

##### 第四節 業務

###### (業務の範囲)

第五十九条の二十八 協会は、第五十九条の二の目的を達成する  
ため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 第二十七条の二第七項(第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)、及び第三十一条第三項並びに液化石油ガス法第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九の講習を行うこと。

四 (略)

四の二 第三十九条の七第一項(第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条の七第三項(第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条の十六第一項(第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の八第一項(第四十九条の九第二項及び第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。)、又は第五十六条の六の五第一項(第五十六条の六の六第二項及び第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。)、の調査を行うこと。

2・3 (略)

第五章 雑則

(調査の要請)

第六十条の二 経済産業大臣は、認定高度保安実施者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する重大な事態が生じ、又は生じ

一・二 (略)

三 第二十七条の二第七項及び第三十一条第三項並びに液化石油ガス法第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九の講習を行うこと。

四 (略)

四の二 第三十九条の七第一項(第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条の七第三項(第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。)、第四十九条の八第一項(第四十九条の九第二項又は第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。)、又は第五十六条の六の五第一項(第五十六条の六の六第二項又は第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。)、の調査を行うこと。

2・3 (略)

第五章 雑則

(新設)

た疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

(手数料)

第七十三条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

一 (削る)

(略)

二 四 (略)

五 (削る)

六 第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者七 二十一 (略)

2

前項の手数は、第二十条第三項第二号、第三十五条第一項第二号若しくは第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者、経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う製造保安責任者免状の交付又は再交付を受けようとする者及び経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う容器検査、容器再検査、附属品検査、特定設備

(手数料)

第七十三条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

一 から五まで (削る)

七 (削除)

八 十 (略)

十一 から十四まで (削除)

十五 (略)

十六 二十二 (略)

2

前項の手数は、第二十条第三項第二号若しくは第三十五条第一項第二号の認定又はその更新を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う製造保安責任者免状の交付又は再交付を受けようとする者及び経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査、指定

検査、指定設備の認定若しくは容器検査所の登録若しくは第四十九条の五第一項、第四十九条の三十一第一項、第五十六条の六の二第一項若しくは第五十六条の六の二十二第一項の登録若しくはそれらの更新を受けようとする者、第四十九条の十五（第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条の六の十二（第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に対し容器等製造業者登録簿等の謄本の交付若しくは容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者、第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認を受けようとする者、特定設備検査合格証若しくは指定設備認定証の再交付を受けようとする者又は特定設備基準適合証の交付若しくは再交付を受けようとする者並びに経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う第五十四条第二項の規定による刻印等を受けようとする者の納付するものについては国庫の、協会がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては協会の、指定試験機関がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

（公示）

第七十四条の二 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十条第一項ただし書、第二十二条第一項、第三十一条第三項、第三十一条の二第一項、第三十五条第一項ただし書

設備の認定、容器検査所の登録若しくは第四十九条の五第一項、第四十九条の三十一第一項、第五十六条の六の二第一項若しくは第五十六条の六の二十二第一項の登録若しくはそれらの更新を受けようとする者、第四十九条の十五（第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条の六の十二（第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に対し容器等製造業者登録簿等の謄本の交付若しくは容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者、第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認を受けようとする者、特定設備検査合格証若しくは指定設備認定証の再交付を受けようとする者又は特定設備基準適合証の交付若しくは再交付を受けようとする者並びに経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う第五十四条第二項の規定による刻印等を受けようとする者の納付するものについては国庫の、協会がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては協会の、指定試験機関がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

（公示）

第七十四条の二 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十条第一項ただし書、第二十二条第一項、第三十一条第三項、第三十一条の二第一項、第三十五条第一項ただし書

、第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十四条第一項、第四十九条の八第一項、第五十六条の三第一項、第五十六条の六の五第一項又は第五十六条の七第一項の指定をしたとき。

一 の二 第二十条第三項第二号、第三十五条第一項第二号又は第三十九条の十三の認定をしたとき。

一 の三 第三十九条の十二第一項若しくは第三十九条の二十第一項の規定により認定を取り消したとき、又は第三十九条の十二第二項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十第二項の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき。

二 二六 (略)

2 (略)

(協会の意見の聴取)

第七十五条 経済産業大臣は、第八条第一号若しくは第二号、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第二項、第二十二条第一項(第三号及び第四号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条、第四十一条第一項、第四十四条第四項、第四十八条第一項第四号、第四十九条第二項、第四十九条の二第四項、第四十九条の四第二項、第五十条第三項、第五十六条の三第四項、第五十六条の七第二項又は第五十七条の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聴かなければならない。

(大都市の特例)

、第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十四条第一項、第四十九条の八第一項、第五十六条の三第一項、第五十六条の六の五第一項又は第五十六条の七第一項の指定をしたとき。

一 の二 第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定をしたとき。

一 の三 第三十九条の十二第一項の規定により認定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき。

二 二六 (略)

2 (略)

(協会の意見の聴取)

第七十五条 経済産業大臣は、第八条第一号若しくは第二号、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第二項、第二十二条第一項(第三号及び第四号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条、第四十一条第一項、第四十四条第四項、第四十八条第一項第四号、第四十九条第二項、第四十九条の二第四項、第四十九条の四第二項、第五十条第三項、第五十六条第五項、第五十六条の三第四項、第五十六条の七第二項又は第五十七条の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聴かなければならない。

(大都市の特例)

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十一、第三十九条の二十一第一項、第三十九条の二十三、第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することと比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

## 第六章 罰則

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の許可を受けずに高圧ガスの製造をしたとき。
- 二 第三十八条第一項の規定による製造の停止の命令に違反し

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十一、第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することと比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

## 第六章 罰則

第八十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の許可を受けずに高圧ガスの製造をした者
- 二 第三十八条第一項の規定による製造の停止の命令に違反し

たとき。

三 第三十九条第一号の規定による製造のための施設の使用の停止の命令又は同条第二号の規定による製造の禁止若しくは制限に違反したとき。

三の二 第四十九条の三十又は第四十九条の三十五の規定による命令に違反したとき。

四 第五十三条の規定による命令に違反したとき。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十四条第一項の許可を受けずに製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更したとき。

三 第十六条第一項、第二十条第一項若しくは第三項、第二十七条の二第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の三第一項若しくは第二項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項、第三十三条第一項、第四十八条第一項から第四項まで、第五十一条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反したとき。

四 第十九条第一項の許可を受けずに高圧ガス貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしたとき。

四の二 第二十二条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 (略)

六 第三十八条第一項の規定による貯蔵の停止又は同条第二項

た者

三 第三十九条第一号の規定による製造のための施設の使用の停止の命令又は同条第二号の規定による製造の禁止若しくは制限に違反した者

三の二 第四十九条の三十又は第四十九条の三十五の規定による命令に違反した者

四 第五十三条の規定による命令に違反した者

第八十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十四条第一項の許可を受けずに製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した者

三 第十六条第一項、第二十条第一項若しくは第三項、第二十七条の二第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の三第一項若しくは第二項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項、第三十三条第一項、第四十八条第一項から第四項まで、第五十一条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反した者

四 第十九条第一項の許可を受けずに高圧ガス貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をした者

四の二 第二十二条第三項の規定による命令に違反した者

五 (略)

六 第三十八条第一項の規定による貯蔵の停止又は同条第二項



の規定による製造、貯蔵、販売若しくは消費の停止の命令に違反したとき。

七 第三十九条第一号の規定による第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所若しくは特定高圧ガスの消費のための施設の使用の停止の命令、同条第二号の規定による引渡し、貯蔵、移動、消費若しくは廃棄の禁止若しくは制限又は同条第三号の規定による命令に違反したとき。

八 第四十六条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項、第五十四条第三項又は第五十六条の五第一項（第五十六条の六の十五第一項及び第五十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をしたとき。

九 第四十九条第三項若しくは第四項又は第四十九条の四第三項の規定による刻印若しくは標章の掲示をせず、又は虚偽の刻印若しくは標章の掲示をした容器検査所の登録を受けたとき。

十 第五十条第四項の制限に違反して容器再検査若しくは附属品再検査を行ったとき、又は第五十六条の六の四第二項の制限に違反して特定設備の検査を行ったとき。

十一 第六十五条の条件に違反したとき。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第二十条の六第一項、第二十二條第一項、第二十八条第二項、第三十七条、第四十四条第一項

の規定による製造、貯蔵、販売若しくは消費の停止の命令に違反した者

七 第三十九条第一号の規定による第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所若しくは特定高圧ガスの消費のための施設の使用の停止の命令、同条第二号の規定による引渡し、貯蔵、移動、消費若しくは廃棄の禁止若しくは制限又は同条第三号の規定による命令に違反した者

八 第四十六条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項、第五十四条第三項又は第五十六条の五第一項（第五十六条の六の十五第一項及び第五十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者

九 第四十九条第三項若しくは第四項又は第四十九条の四第三項の規定による刻印若しくは標章の掲示をせず、又は虚偽の刻印若しくは標章の掲示をした容器検査所の登録を受けた者

十 第五十条第四項の制限に違反して容器再検査若しくは附属品再検査を行った者又は第五十六条の六の四第二項の制限に違反して特定設備の検査を行った者

十一 第六十五条の条件に違反した者

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第二十条の六第一項、第二十二條第一項、第二十八条第二項、第三十七条、第四十四条第一項

、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第二項、第四十九条第五項、第四十九条の二第一項、第四十九条の三第二項、第四十九条の四第四項、第五十一条第二項、第五十六条の四第二項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六條の八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六條の五第二項（第五十六條の九第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 (略)

三 第五十六条の三第一項又は第二項の規定による検査を受けないとき。

三の二 第二十六条第一項の危害予防規程を定めなくて高圧ガスの製造をしたとき。

四 第四十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十九条の二十六の規定による禁止に違反したとき。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第十九条第二項、第二十条の七、第二十一条、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（第二十七条の四第二項、第二十八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第六項（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の九第一項若しくは第二項、第三十九条の十八、第三十九条の十九第二項、第三十九条の二十一第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四、第五十二条第二項、第五十六条の二、第

、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第二項、第四十九条第五項、第四十九条の二第一項、第四十九条の三第二項、第四十九条の四第四項、第五十一条第二項、第五十六条の四第二項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六條の八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六條の五第二項（第五十六條の九第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 (略)

三 第五十六条の三第一項又は第二項の規定による検査を受けない者

三の二 第二十六条第一項の危害予防規程を定めなくて高圧ガスの製造をした者

四 第四十一条第二項の規定による命令に違反した者

五 第四十九条の二十六の規定による禁止に違反した者

第八十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第十九条第二項、第二十条の七、第二十一条、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（第二十七条の四第二項、第二十八条第三項又は第三十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第六項（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の九第一項若しくは第二項、第四十九条の十二、第四十九条の十四、第五十二条第二項、第五十六条の二、第五十六条の六の九、第五十六条の六の十一又は第六十三条第一項の規定によ

五十六条の六の九、第五十六条の六の十一又は第六十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条、第三十六条第一項、第五十六条第三項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五項において準用する場合を含む。）及び第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の六（第五十六条の六の十五第二項及び第五十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条又は第六十四条の規定に違反したとき。

二の二 第五条第二項の規定による届出をしないで同項第一号の製造の事業又は同項第二号の製造を開始したとき、又は虚偽の届出をしたとき。

二の三 第十四条第四項の規定による届出をしないで製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、若しくは製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更したとき、又は虚偽の届出をしたとき。

二の四 第十七条の二第一項の規定による届出をしないで高圧ガスを貯蔵したとき、又は虚偽の届出をしたとき。

二の五 第十九条第四項の規定による届出をしないで第二種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしたとき、又は虚偽の届出をしたとき。

二の六 第二十条の四の規定による届出をしないで高圧ガスを販売したとき、又は虚偽の届出をしたとき。

二の七 第二十四条の二第一項の規定による届出をしないで特定高圧ガスを消費したとき、又は虚偽の届出をしたとき。

る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条、第三十六条第一項、第五十六条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の六（第五十六条の六の十五第二項及び第五十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条又は第六十四条の規定に違反した者

二の二 第五条第二項の規定による届出をしないで同項第一号の製造の事業又は同項第二号の製造を開始した者又は虚偽の届出をした者

二の三 第十四条第四項の規定による届出をしないで製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、若しくは製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した者又は虚偽の届出をした者

二の四 第十七条の二第一項の規定による届出をしないで高圧ガスを貯蔵した者又は虚偽の届出をした者

二の五 第十九条第四項の規定による届出をしないで第二種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事をした者又は虚偽の届出をした者

二の六 第二十条の四の規定による届出をしないで高圧ガスを販売した者又は虚偽の届出をした者

二の七 第二十四条の二第一項の規定による届出をしないで特定高圧ガスを消費した者又は虚偽の届出をした者

三 第三十条又は第五十六条第一項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第三十五条第一項又は第六十二条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四の二 第三十五条の二、第三十九条の二十二第二項又は第三十九条の二十七第一項の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

四の二の二 第三十九条の十第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、検査記録を保存せず、又は検査記録の提出を拒んだとき。

四の二の三 第三十九条の二十一第二項若しくは第三項、第三十九条の二十四第二項、第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十六の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

四の二の四 第三十九条の二十三の規定に違反して危害予防規程を保存せず、又は危害予防規程の提出を拒んだとき。

四の三 故なく都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に第三十六条第一項の事態の発生について虚偽の届出をしたとき。

四の四 正当な理由なく、第四十九条の十九の規定に違反して登録証を返納しなかつたとき。

四の五 第五十六条の六の十三第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又

三 第三十条又は第五十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第三十五条第一項又は第六十二条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

四の二 第三十五条の二の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

四の二の二 第三十九条の十第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、検査記録を保存せず、又は検査記録の提出を拒んだ者

（新設）

（新設）

四の三 故なく都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に第三十六条第一項の事態の発生について虚偽の届出をした者

四の四 正当な理由なく、第四十九条の十九の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

四の五 第五十六条の六の十三第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又

は検査記録を保存しなかつたとき。

四の六 正当な理由なく、第五十六条の六の二十の規定に違反して登録証を返納しなかつたとき。

五 第六十条第一項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

六 第六十一条第一項又は第六十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第六十二条第一項又は第五項の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

(両罰規定)

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条又は第八十一条から第八十三条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

は検査記録を保存しなかつた者

四の六 正当な理由なく、第五十六条の六の二十の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

五 第六十条第一項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

六 第六十一条第一項又は第六十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第六十二条第一項又は第五項の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条、第八十一条、第八十二条又は第八十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 事業（第五条―第二十五条の二）</p> <p>第三章 保安（第二十六条―第三十九条） （削る）</p> <p>第三章の二 認定高度保安実施者（第三十九条の二―第三十九条の十六）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第四章の二 指定試験機関等</p> <p>第一節 第二節の二（略）</p> <p>第二節の三 指定保安検査機関（第五十八条の三十の三）</p> <p>第三節 第五節（略）</p> <p>第六節 検査組織等調査機関（第五十八条の三十四―第五十九条）</p> <p>第四章の三 高圧ガス保安協会</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 会員（第五十九条の九―第五十九条の十二）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 業務（第五十九条の二十八―第五十九条の三十の二）</p> <p>第四節の二 第六節（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 事業（第五条―第二十五条の二）</p> <p>第三章 保安（第二十六条―第三十九条）</p> <p>第三章の二 完成検査及び保安検査に係る認定（第三十九条の二―第三十九条の十二）</p> <p>第三章の三 認定高度保安実施者（第三十九条の十三―第三十九条の二十七）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第四章の二 指定試験機関等</p> <p>第一節 第二節の二（略）</p> <p>第二節の三 指定保安検査機関（第五十八条の三十の三）</p> <p>第三節 第五節（略）</p> <p>第六節 検査組織等調査機関（第五十八条の三十四―第五十九条）</p> <p>第四章の三 高圧ガス保安協会</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 会員（第五十九条の九―第五十九条の十二）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 業務（第五十九条の二十八―第五十九条の三十の二）</p> <p>第四節の二 第六節（略）</p>

第五章 雑則（第六十条―第七十九条の三）

第六章 罰則（第八十条―第八十六条）

附則

第二章 事業

（許可の基準）

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

- 一 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十一条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十条の三、第二十一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第十項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の四第一項第一号及び第二項、第三十九条の九第一項第四号、第三十九条の十一第一項、第六十条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二・三（略）

（完成検査）

第五章 雑則（第六十条―第七十九条の三）

第六章 罰則（第八十条―第八十六条）

附則

第二章 事業

（許可の基準）

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

- 一 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十一条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十条の三、第二十一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第十項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の六、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項第四号、第三十九条の十五第一項第一号及び第二項、第三十九条の二十第一項第四号、第三十九条の二十二第一項、第六十条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二・三（略）

（完成検査）

第二十条 (略)

2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項ただし書の規定による検査の記録の届出をした場合にあつては、当該施設を使用することができる。

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。第三十九条の十一第一項において「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

(削る)

(削る)

第二十条 (略)

2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項第二号の規定による検査の記録の届出をした場合にあつては、当該施設を使用することができる。

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者と



4 協会又は指定完成検査機関は、第一項ただし書又は前項ただし書の完成検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

5 (略)

### 第三章 保安

#### (保安検査)

第三十五条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。この項、次項及び第三十九条の十六第一項において「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、特定施設のうち経済産業省令で定めるところについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

(削る)

(削る)

して経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

4 協会又は指定完成検査機関は、第一項ただし書又は前項第一号の完成検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

5 (略)

### 第三章 保安

#### (保安検査)

第三十五条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるところに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として

- 2 (略)
- 3 協会又は指定保安検査機関は、第一項ただし書の保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならぬ。

4 (略)

(許可の取消し等)

第三十八条 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができ。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

一・二 (略)

三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の十一第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

四〇六 (略)

(削る)

経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

2 (略)

3 協会又は指定保安検査機関は、第一項第一号の保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならぬ。

4 (略)

(許可の取消し等)

第三十八条 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができ。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

一・二 (略)

三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

四〇六 (略)

第三章の二 完成検査及び保安検査に係る認定

(削る)

(完成検査に係る認定)

第三十九条の二 第二十条第三項第二号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者であつて、特定変更工事（経済産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。）に係る完成検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、自ら完成検査を行う特定変更工事を明らかにして行わなければならない。

(完成検査に係る認定の基準等)

第三十九条の三 経済産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 特定変更工事に係る完成検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定変更工事に係る完成検査の方法を定める規程（以下「完成検査規程」という。）を作成し、その完成検査の方法が第二十条第五項の経済産業省令で定める方法に適合するものであること。

三 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定変更工事に係る完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

2 前条第一項の規定により申請した者は、特定変更工事に係る完成検査のための組織及び完成検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請

(削る)

(削る)

に第三十九条の七第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(保安検査に係る認定)

第三十九条の四 第三十五条第一項第二号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所ごとに、第一種製造者であつて、特定施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。）に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施設を明らかにして行わなければならない。

(保安検査に係る認定の基準等)

(削る)

第三十九条の五 経済産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 特定施設に係る保安検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（以下「保安検査規程」という。）を作成し、その保安検査の方法が第三十五条第四項の経済産業省令で定める方法に適合するものであること。

三 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定施設に係る保安検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

2 前条第一項の規定により申請した者は、特定施設に係る保安

(削る)

検査のための組織及び保安検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請に第三十九条の七第四項の書面を添えたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第三十九条の六 次の各号の一に該当する者は、第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定を受けることができない。

- 一 高压ガスの製造を開始した日から二年を経過しない者
  - 二 第一種製造者であつて、当該事業所において高压ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの
  - 三 第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該第一種貯蔵所において高压ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの
  - 四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 五 第三十九条の十二第一項の規定により第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
  - 六 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの
- 2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者については、その第一種製造者が当該施設に係る第二十一条第一項の規定による高压ガスの製造の開始の届出をした日から二年を経過したとき

は、前項第一号の規定は適用しない。

(削る)

(協会等による調査)

第三十九条の七 第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、第二十条第三項第二号の認定の申請に係る第五号第一項の事業所又は第一種貯蔵所における完成検査のための組織及び完成検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

2| 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした第五号第一項の事業所又は第一種貯蔵所における完成検査のための組織及び完成検査の方法が第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準及び第二十条第五項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しななければならない。

3| 第一種製造者は、第三十五条第一項第二号の認定の申請に係る第五号第一項の事業所における保安検査のための組織及び保安検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

4| 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした第五号第一項の事業所における保安検査のための組織及び保安検査の方法が第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準及び第三十五条第四項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならぬ。

(認定の更新)

(削る)

第三十九条の八 第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十九条の二、第三十九条の三並びに前条第一項及び第二項の規定は、第二十条第三項第二号の認定の更新に準用する。

3 第三十九条の四、第三十九条の五並びに前条第三項及び第四項の規定は、第三十五条第一項第二号の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第三十九条の九 認定完成検査実施者は、完成検査のための組織又は完成検査の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 認定保安検査実施者は、保安検査のための組織又は保安検査の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(認定を受けた者の義務)

第三十九条の十 認定完成検査実施者は、その認定を受けた特定変更工事に係る完成検査を行うときは、完成検査規程に従い、かつ、第三十九条の三第一項第三号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に実施させなければならない。

2 認定完成検査実施者は、経済産業省令で定める事項を記載した検査記録を作成し、これを保存し、経済産業大臣からその検

(削る)

(削る)

査記録の提出を求められたときは、速やかにそれを提出しな  
ければならない。

- 3| 前二項の規定は、認定保安検査実施者に準用する。この場合  
において、第一項中「特定変更工事に係る完成検査」とあるの  
は「特定施設に係る保安検査」と、「完成検査規程」とあるの  
は「保安検査規程」と、「第三十九条の三第一項第三号」とあ  
るの「第三十九条の五第一項第三号」と読み替えるものとす  
る。

(検査の記録の届出)

- 第三十九条の十一 認定完成検査実施者は、第二十条第五項の経  
済産業省令で定める方法により、認定を受けた特定変更工事に  
係る完成検査を行い、製造のための施設又は第一種貯蔵所が第  
八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合している  
ことを確認したときは、都道府県知事に経済産業省令で定める  
事項を記載した検査の記録を届け出ることができる。

- 2| 認定保安検査実施者は、第三十五条第四項の経済産業省令で  
定める方法により、認定を受けた特定施設に係る保安検査を行  
い、製造のための施設が第八条第一号の技術上の基準に適合し  
ていることを確認したときは、都道府県知事に経済産業省令で  
定める事項を記載した検査の記録を届け出ることができる。

(認定の取消し等)

- 第三十九条の十二 経済産業大臣は、認定完成検査実施者又は認  
定保安検査実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第  
二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取り

(削る)

(削る)



- 
- 消すことができる。
- 一 認定を受けている第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所において高圧ガスによる災害が発生したとき。
  - 二 認定を受けている第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所において発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。
  - 三 第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じず、又は同条第二項の規定による届出を行わなかつたとき。
  - 四 第三十八条第一項の規定により都道府県知事による高圧ガスの製造又は貯蔵の停止の命令を受けたとき。
  - 五 都道府県知事により第三十九条第一号又は第二号の措置をされたとき。
  - 六 第三十九条の三第一項各号又は第三十九条の五第一項各号のいずれかに該当してないと認められるとき。
  - 七 前条第一項又は第二項の規定による届出の際に、虚偽の届出を行つたとき。
  - 八 経済産業大臣が第三十九条の十第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により検査記録の提出を求めた場合において、その求めに応じなかつたとき。
  - 九 第三十九条の六第一項第四号又は第六号に該当するに至つたとき。
  - 十 不正の手段により第二十条第三項第二号若しくは第三十五条第一項第二号の認定又はその更新を受けたとき。
- 2 | 第三十八条第一項の規定により第五条第一項又は第十六条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された第五条
-

第三章の二 認定高度保安実施者

(認定)

第三十九条の二 (略)

(認定の基準等)

第三十九条の三 (略)

2 認定の申請をした者は、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第三十九条の五第一項に規定する協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を受けた場合には、当該調査を受けた事項については当該検査を受けることを要しない。

(欠格条項)

第三十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 一三 (略)

四 第三十九条の九第一項の規定により認定を取り消され、そ

第一項の事業所又は第一種貯蔵所に係る第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定は、その効力を失う。

3 認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が次条の認定を受けたときは、当該認定完成検査実施者に係る第二十条第三項第二号の認定又は当該認定保安検査実施者に係る第三十五条第一項第二号の認定は、その効力を失う。

第三章の三 認定高度保安実施者

(認定)

第三十九条の十三 (略)

(認定の基準等)

第三十九条の十四 (略)

2 認定の申請をした者は、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第三十九条の十六第一項に規定する協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を受けた場合には、当該調査を受けた事項については当該検査を受けることを要しない。

(欠格条項)

第三十九条の十五 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 一三 (略)

四 第三十九条の二十第一項の規定により認定を取り消され、

の取消しの日から二年を経過しない者

五 (略)

2 (略)

(協会等の調査)

第三十九条の五 経済産業大臣は、第三十九条の三第二項の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるときは、その範囲を定めて、協会又は同項ただし書の指定を受けた者に、当該申請が同条第一項各号の経済産業省令で定める基準に適合しているかどうかについて、意見を聴取し、又は調査を依頼することができる。

2 (略)

(認定の更新)

第三十九条の六 (略)

2 第三十九条の二、第三十九条の三及び前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。この場合において、第三十九条の三第二項中「ついで、」とあるのは、「ついで、経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第三十九条の七 (略)

(承継)

第三十九条の八 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位

その取消しの日から二年を経過しない者

五 (略)

2 (略)

(協会等の調査)

第三十九条の十六 経済産業大臣は、第三十九条の十四第二項の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるときは、その範囲を定めて、協会又は同項ただし書の指定を受けた者に、当該申請が同条第一項各号の経済産業省令で定める基準に適合しているかどうかについて、意見を聴取し、又は調査を依頼することができる。

2 (略)

(認定の更新)

第三十九条の十七 (略)

2 第三十九条の十三、第三十九条の十四及び前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。この場合において、第三十九条の十四第二項中「ついで、」とあるのは、「ついで、経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第三十九条の十八 (略)

(承継)

第三十九条の十九 第十条第一項の規定による第一種製造者の地

の承継があつた場合において、当該第一種製造者が認定高度保安実施者であるときは、当該第一種製造者の地位を承継した者（認定高度保安実施者に限る。）は、認定高度保安実施者の地位を承継する。ただし、当該第一種製造者の地位を承継した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 第三十九条の四第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

2 (略)

(認定の取消し等)

第三十九条の九 経済産業大臣は、認定高度保安実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 五 (略)
- 六 第三十九条の三第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。
- 七 第三十九条の四第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。

2 (略)

第三十九条の十 第三十九条の十六 (略)

第四章の二 指定試験機関等

位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が認定高度保安実施者であるときは、当該第一種製造者の地位を承継した者（認定高度保安実施者に限る。）は、認定高度保安実施者の地位を承継する。ただし、当該第一種製造者の地位を承継した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 第三十九条の十五第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

2 (略)

(認定の取消し等)

第三十九条の二十 経済産業大臣は、認定高度保安実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 五 (略)
- 六 第三十九条の十四第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。
- 七 第三十九条の十五第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。

2 (略)

第三十九条の二十一 第三十九条の二十七 (略)

第四章の二 指定試験機関等

第二節の三 指定保安検査機関

(指定等)

第五十八条の三十の三 第三十五条第一項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第五十八条の十九から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項ただし書」と、第五十八条の二十、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第二十条第四項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

第六節 検査組織等調査機関

(指定)

第五十八条の三十四 第三十九条の三第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、第三十九条の五第一項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の調査（以下「検査組織等調査」と総称する。）ごとに、それぞれ経済産業省

第二節の三 指定保安検査機関

(指定等)

第五十八条の三十の三 第三十五条第一項第一号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第五十八条の十九から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項第一号」と、第五十八条の二十、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第二十条第四項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

第六節 検査組織等調査機関

(指定)

第五十八条の三十四 第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十六第一項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五

令で定める区分に従い、その調査を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第五十八条の三十五 経済産業大臣は、第三十九条の三第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一〇五 (略)

(準用)

第五十九条 第五十八条の十九、第五十八条の二十の二から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、第三十九条の三第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の規定による指定を受けて検査組織等調査を行う者（以下「検査組織等調査機関」という。）に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十九条の三第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項」と、第五十八条の二十一の見出し、第五十八条の二十三、第五十八条の二十四、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査の」とあるのは「検査組織等調査の」と、第五十八条の二十一、第五十八条の二十二及び第五十八条の三十中「完成検査

第一項の調査（以下「検査組織等調査」と総称する。）ごとに、それぞれ経済産業省令で定める区分に従い、その調査を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第五十八条の三十五 経済産業大臣は、第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一〇五 (略)

(準用)

第五十九条 第五十八条の十九、第五十八条の二十の二から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の規定による指定を受けて検査組織等調査を行う者（以下「検査組織等調査機関」という。）に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項」と、第五十八条の二十一の見出し、第五十八条の二十三、第五十八条の二十四、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査の」とあるのは「検査組織等調査

査を」とあるのは「検査組織等調査を」と、第五十八条の二十一中「第五十八条の二十第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十七中「第五十八条の二十第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十九中「第五十八条の二十第一号から第五号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号から第四号」と、第五十八条の三十中「第二十条第四項」とあるのは「第四十九条の八第二項若しくは第五十六条の六の五第二項」と読み替えるものとする。

#### 第四章の三 高压ガス保安協会

##### 第二節 会員

###### (資格)

第五十九条の九 次に掲げる者は、協会の会員となることができ  
る。

- 一・一の二 (略)
- 一の三 第三十五条第一項ただし書の指定保安検査機関  
一の四〇八 (略)

##### 第四節 業務

###### (業務の範囲)

の」と、第五十八条の二十一、第五十八条の二十二及び第五十八条の三十中「完成検査を」とあるのは「検査組織等調査を」と、第五十八条の二十一中「第五十八条の二十第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十七中「第五十八条の二十第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十九中「第五十八条の二十第一号から第五号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号から第四号」と、第五十八条の三十中「第二十条第四項」とあるのは「第三十九条の七第二項、同条第四項、第四十九条の八第二項若しくは第五十六条の六の五第二項」と読み替えるものとする。

#### 第四章の三 高压ガス保安協会

##### 第二節 会員

###### (資格)

第五十九条の九 次に掲げる者は、協会の会員となることができ  
る。

- 一・一の二 (略)
- 一の三 第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関  
一の四〇八 (略)

##### 第四節 業務

###### (業務の範囲)

第五十九条の二十八 協会は、第五十九条の二の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 (略)

四 第二十条第一項ただし書若しくは第三項ただし書の完成検査、第二十二條第一項第一号の輸入検査、第三十五條第一項ただし書の保安検査、第四十四條第一項の容器検査、第四十九條第一項の容器再検査、第四十九條の二第一項の附属品検査、第四十九條の四第一項の附属品再検査、第四十九條の二第三第一項の試験若しくは第五十六條の三第一項から第三項までの特定設備検査又は液化石油ガス法第三十七條の三第一項ただし書（液化石油ガス法第三十七條の四第四項において準用する場合を含む。）の完成検査若しくは液化石油ガス法第三十七條の六第一項ただし書の保安検査（以下「保安検査等」という。）その他高压ガスの保安に関し必要な検査を行うこと。

四の二 第三十九條の五第一項（第三十九條の六第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條の八第一項（第四十九條の九第二項及び第四十九條の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六條の六の五第一項（第五十六條の六の六第二項及び第五十六條の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。

四の二の二 八 (略)

2・3 (略)

第五十九条の二十八 協会は、第五十九条の二の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 (略)

四 第二十条第一項ただし書若しくは同条第三項第一号の完成検査、第二十二條第一項第一号の輸入検査、第三十五條第一項第一号の保安検査、第四十四條第一項の容器検査、第四十九條第一項の容器再検査、第四十九條の二第一項の附属品検査、第四十九條の四第一項の附属品再検査、第四十九條の二第三第一項の試験若しくは第五十六條の三第一項から第三項までの特定設備検査又は液化石油ガス法第三十七條の三第一項ただし書（液化石油ガス法第三十七條の四第四項において準用する場合を含む。）の完成検査若しくは液化石油ガス法第三十七條の六第一項ただし書の保安検査（以下「保安検査等」という。）その他高压ガスの保安に関し必要な検査を行うこと。

四の二 第三十九條の七第一項（第三十九條の八第二項において準用する場合を含む。）、第三十九條の七第三項（第三十九條の八第三項において準用する場合を含む。）、第三十九條の十六第一項（第三十九條の十七第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條の八第一項（第四十九條の九第二項及び第四十九條の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六條の六の五第一項（第五十六條の六の六第二項及び第五十六條の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。

四の二の二 八 (略)

2・3 (略)



第五章 雑則

(手数料)

第七十三条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

(削る)

一〇三 (略)

(削る)

四 第三十九条の二の認定又はその更新を受けようとする者  
五〇十九 (略)

2 前項の手数料は、第三十九条の二の認定又はその更新を受けようとする者、経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う製造保安責任者免状の交付又は再交付を受けようとする者及び経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査、指定設備の認定若しくは容器検査所の登録若しくは第四十九条の五第一項、第四十九条の三十一第一項、第五十六条の六の二第一項若しくは第五十六条の六の二十二第一項の登録

第五章 雑則

(手数料)

第七十三条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

一 第二十条第三項第二号の認定又はその更新を受けようとする者

二〇四 (略)

五 第三十五条第一項第二号の認定又はその更新を受けようとする者

六 第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者  
七〇二十一 (略)

2 前項の手数料は、第二十条第三項第二号、第三十五条第一項第二号若しくは第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者、経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う製造保安責任者免状の交付又は再交付を受けようとする者及び経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査、指定設備の認定若しくは容器検査所の登録若しくは第四十九条の五第一項、第四十九条の三十一第一項、第五十六条の

若しくはそれらの更新を受けようとする者、第四十九条の十五（第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条の六の十二（第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に対し容器等製造業者登録簿等の謄本の交付若しくは容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者、第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認を受けようとする者、特定設備検査合格証若しくは指定設備認定証の再交付を受けようとする者又は特定設備基準適合証の交付若しくは再交付を受けようとする者並びに経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う第五十四条第二項の規定による刻印等を受けようとする者の納付するものについては国庫の、協会がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては協会の、指定試験機関がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

（公示）

第七十四条の二 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十条第一項ただし書、第二十二條第一項、第三十一條第三項、第三十一條の二第一項、第三十五條第一項ただし書、第三十九條の三第二項ただし書、第四十四條第一項、第四十九條の八第一項、第五十六條の三第一項、第五十六條の六

六の二第一項若しくは第五十六条の六の二十二第一項の登録若しくはそれらの更新を受けようとする者、第四十九条の十五（第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条の六の十二（第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に対し容器等製造業者登録簿等の謄本の交付若しくは容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者、第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認を受けようとする者、特定設備検査合格証若しくは指定設備認定証の再交付を受けようとする者又は特定設備基準適合証の交付若しくは再交付を受けようとする者並びに経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う第五十四条第二項の規定による刻印等を受けようとする者の納付するものについては国庫の、協会がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては協会の、指定試験機関がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

（公示）

第七十四条の二 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十条第一項ただし書、第二十二條第一項、第三十一條第三項、第三十一條の二第一項、第三十五條第一項ただし書、第三十九條の七第一項若しくは第三項、第三十九條の十四第二項ただし書、第四十四條第一項、第四十九條の八第一項

の五第一項又は第五十六条の七第一項の指定をしたとき。

一の二 第三十九条の二の認定をしたとき。

一の三 第三十九条の九第一項の規定により認定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により認定が効力を失ったことを確認したとき。

二〇六 (略)

2 (略)

(大都市の特例)

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十第一項、第三十九条の十二、第四十九条の三十（第四十九条の三十第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この

、第五十六条の三第一項、第五十六条の六の五第一項又は第五十六条の七第一項の指定をしたとき。

一の二 第二十条第三項第二号、第三十五条第一項第二号又は第三十九条の十三の認定をしたとき。

一の三 第三十九条の十二第一項若しくは第三十九条の二十第一項の規定により認定を取り消したとき、又は第三十九条の十二第二項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十第二項の規定により認定が効力を失ったことを確認したとき。

二〇六 (略)

2 (略)

(大都市の特例)

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十一、第三十九条の二十一第一項、第三十九条の二十三、第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が

場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

## 第六章 罰則

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第十九条第二項、第二十条の七、第二十一条、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（第二十七条の四第二項、第二十八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第六項（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の七、第三十九条の八第二項、第三十九条の十第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四、第五十二条第二項、第五十六条の二、第五十六条の六の九、第五十六条の六の十一又は第六十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

### 二〇四 (略)

- 四の二 第三十五条の二、第三十九条の十一第二項又は第三十九条の十六第一項の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

### (削る)

処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

## 第六章 罰則

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第十九条第二項、第二十条の七、第二十一条、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（第二十七条の四第二項、第二十八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第六項（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の九第一項若しくは第二項、第三十九条の十八、第三十九条の十九第二項、第三十九条の二十一第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四、第五十二条第二項、第五十六条の二、第五十六条の六の九、第五十六条の六の十一又は第六十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

### 二〇四 (略)

- 四の二 第三十五条の二、第三十九条の二十二第二項又は第三十九条の二十七第一項の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

- 四の二の二 第三十九条の十第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して検査記録を作成せず、

四の二の二 第三十九条の十第二項若しくは第三項、第三十九条の十三第二項、第三十九条の十四第二項又は第三十九条の十五の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

四の二の三 第三十九条の十二の規定に違反して危害予防規程を保存せず、又は危害予防規程の提出を拒んだとき。

四の三〇七 (略)

虚偽の検査記録を作成し、検査記録を保存せず、又は検査記録の提出を拒んだとき。

四の二の三 第三十九条の二十一第二項若しくは第三項、第三十九条の二十四第二項、第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十六の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

四の二の四 第三十九条の二十三の規定に違反して危害予防規程を保存せず、又は危害予防規程の提出を拒んだとき。

四の三〇七 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 ガス小売事業</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 ガス工作物</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 工事計画及び検査（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第四款 認定高度保安実施ガス小売事業者（第三十四条の二―第三十四条の十三）</p> <p>第三章 ガス導管事業</p> <p>第一節 一般ガス導管事業</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 業務（第四十七条―第五十八条）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第四款 ガス工作物</p> <p>第一目・第二目（略）</p> <p>第三目 工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条）</p> <p>第四目 認定高度保安実施一般ガス導管事業者（第七十一条の二・第七十一条の三）</p> <p>第二節 特定ガス導管事業</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 ガス工作物に係る規定の準用（第八十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 ガス小売事業</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 ガス工作物</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 工事計画及び検査（第三十二条―第三十四条） （新設）</p> <p>第三章 ガス導管事業</p> <p>第一節 一般ガス導管事業</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 業務（第四十七条―第五十八条）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第四款 ガス工作物</p> <p>第一目・第二目（略）</p> <p>第三目 工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条） （新設）</p> <p>第二節 特定ガス導管事業</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 ガス工作物に係る規定の準用（第八十四条）</p>

第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事業者（第八十四

条の二・第八十四条の三）

第三節（略）

第四章 ガス製造事業

第一節 第三節（略）

第四節 ガス工作物

第一款・第二款（略）

第三款 工事計画及び検査（第一百一条―第一百四条）

第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者（第一百四条の二

・第一百四条の三）

第五章 第八節（略）

第九章 雑則（第一百五十八条―第一百九十一条）

第十章 罰則（第九十二条―第二百七条）

附則

第二章 ガス小売事業

第三節 ガス工作物

第四款 認定高度保安実施ガス小売事業者

（認定）

第三十四條の二 ガス小売事業者（自らが維持し、及び運用するガス工作物（経済産業省令で定めるものに限る。）により小売供給を行う者に限る。以下この款において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することがで

（新設）

第三節（略）

第四章 ガス製造事業

第一節 第三節（略）

第四節 ガス工作物

第一款・第二款（略）

第三款 工事計画及び検査（第一百一条―第一百四条）

（新設）

第五章 第八節（略）

第九章 雑則（第一百五十八条―第一百九十一条）

第十章 罰則（第九十二条―第二百七条）

附則

第二章 ガス小売事業

第三節 ガス工作物

（新設）

（新設）

きると認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この款において単に「認定」という。）を受けすることができる。

（認定の基準）

第三十四条の三 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

（欠格条項）

第三十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- 一 自らが維持し、及び運用するガス工作物の使用を開始した日から二年を経過しない者
- 二 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、ガスによる災害を発生させた日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（新設）

（新設）



四 第三十四条の八第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 第八条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者がガス工作物の使用を開始した日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

(認定の更新)

第三十四条の五 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第三十四条の六 認定を受けた者(以下「認定高度保安実施ガス小売事業者」という。)は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承継)

第三十四条の七 第八条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者が認定高度保安実施ガス小売事業者であるときは、当該ガス小売事業者

(新設)

(新設)

(新設)

の地位を承継した者（認定高度保安実施ガス小売事業者に限る。）は、認定高度保安実施ガス小売事業者の地位を承継する。ただし、当該ガス小売事業者の地位を承継した者が第三十四条の四第一項第二号、第三号又は第五号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の取消し等）

第三十四条の八 経済産業大臣は、認定高度保安実施ガス小売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、ガスによる災害が発生させたとき。
  - 二 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生させたとき。
  - 三 第二十一条第二項の規定によりガス工作物の使用の一時停止の命令若しくは使用の制限の処分を受けたとき、又は同条第三項の規定による命令若しくは処分を受けたとき。
  - 四 第三十四条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。
  - 五 第三十四条の四第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。
  - 六 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。
- 2| 第十条第一項の規定により第三条の登録が取り消されたときは、当該登録の取消しに係るガス小売事業者に係る認定は、そ

（新設）

の効力を失う。

(保安規程に係る特例)

第三十四条の九 認定高度保安実施ガス小売事業者は、保安規程を定め、又は変更したときは、第二十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該保安規程を保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(新設)

(ガス主任技術者に係る特例)

第三十四条の十 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第二十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任又はその解任については、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(新設)

(工事計画の特例)

第三十四条の十一 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十条第一項に規定する設置又は変更の工事(公害の防止上重要なものとして経済産業省令で定めるものを除く。)をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、当該工事の完成後三十日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(新設)

(使用前検査の特例)

第三十四条の十二 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十二条第一項に規定する設置又は変更の工事に係るガス工作物（経済産業省令で定めるものに限る。）については、第三十三条第一項の規定にかかわらず、その使用の開始前に、同項の経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査を受けることを要しない。この場合においては、当該工事について、経済産業省令で定めるところにより、自主検査を行った後でなければ、当該ガス工作物を使用してはならない。

2 認定高度保安実施ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(定期自主検査の特例)

第三十四条の十三 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十四条の自主検査については、同条の規定にかかわらず、これを定期に行うことを要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならない。

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第二款 業務

(災害時連携計画)

(新設)

(新設)

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第二款 業務

第五十六条の二 一般ガス導管事業者は、共同して、経済産業省

令で定めるところにより、災害その他の事由による事故により  
ガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般  
ガス導管事業者相互の連携に関する計画（以下この条において  
「災害時連携計画」という。）を作成し、経済産業大臣に届け  
出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものと  
する。

一 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

二 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する  
事項

三 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合にお  
いて、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のい  
ずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般ガス導  
管事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連  
携計画を変更すべきことを勧告することができる。

一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域  
におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある  
場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保す  
るために必要かつ適切なものであること。

二 その届出をした一般ガス導管事業者のうち特定の者につい  
て不当に差別的でないこと。

三 ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供  
給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく

(新設)

、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

#### 第四款 ガス工作物

#### 第四目 認定高度保安実施一般ガス導管事業者

(認定)

第七十一条の二 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができるものと認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

(準用)

第七十一条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者（第一百七十条の二において「認定高度保安実施一般ガス導管事業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と、第三十四条の四第二項、第三十四条の七及び第三十四条の八第二項中「ガス小売事業者」とあるのは「一般ガス導管事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」

#### 第四款 ガス工作物

(新設)

(新設)

(新設)

とあるのは「第七十一条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第七十一条の三に規定する認定高度保安実施一般ガス導管事業者」と、同項第三号中「第二十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項」と、同条第二項中「第十条第一項」とあるのは「第四十五条第一項又は第二項」と、「第三条」とあるのは「第三十五条」と、「登録」とあるのは「許可」と、第三十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは「第六十四条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第六十五条第一項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第六十九条第一項」と、第三十四条の十三中「第三十四条」とあるのは「第七十一条」と読み替えるものとする。

第二節 特定ガス導管事業

第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事業者

(認定)

第八十四条の二 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができる<sup>と認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。</sup>

(準用)

第八十四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第

第二節 特定ガス導管事業

(新設)

(新設)

(新設)

三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者（第一百七十条の二において「認定高度保安実施特定ガス導管事業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第七十三条第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「特定ガス導管事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第八十四条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第八十四条の三に規定する認定高度保安実施特定ガス導管事業者」と、同項第三号中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十一条第二項」と、第三十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十四条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十五条第一項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十八条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十九条第一項」と、第三十四条の十三中「第三十四条」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第七十一条」と読み替えるものとする。

第四章 ガス製造事業

第四章 ガス製造事業



第四節 ガス工作物

第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者

(認定)

第百四条の二 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると思えられる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

(準用)

第百四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者(第七十条の二において「認定高度保安実施ガス製造事業者」という。)について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第八十七条第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「ガス製造事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第百四条の三に規定する認定高度保安実施ガス製造事業者」と、同項第三号中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十六条第二項」と、第三十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは「第九十七条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第九十八条第一項」と、第三十四条の十一及び

第四節 ガス工作物

(新設)

(新設)

(新設)

第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第一百一条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第一百二条第一項」と、第三十四条の十三中「第三十四条」とあるのは「第一百四条」と読み替えるものとする。

## 第九章 雑則

### (手数料)

第六十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 四 (略)

五 第三十四条の二、第七十一条の二、第八十四条の二若しくは第一百四条の二の認定又はその更新を受けようとする者

六・七 (略)

2 (略)

### (公示)

第六十五条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 五 (略)

六 第二百二十八条(第五百十三條第二項及び第五百五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

七 第三百十条(第五百十三條第二項及び第五百五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

## 第九章 雑則

### (手数料)

第六十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 四 (略)

(新設)

五・六 (略)

2 (略)

### (公示)

第六十五条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 五 (略)

六 第二百二十八条(第五百十三條第二項又は第五百五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

七 第三百十条(第五百十三條第二項又は第五百五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

八十三 (略)

(調査の要請)

第七十条の二 経済産業大臣は、認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

(ガス用品の提出)

第七十三条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第六項の規定により機構にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められるガス用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

(電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取)

八十三 (略)

(新設)

(ガス用品の提出)

第七十三条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第五項の規定により機構にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められるガス用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

(電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取)

第七十七条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

一～三（略）

四 第十九条第三項若しくは第四項、第五十六条第四項若しくは第五項、第五十六条の二第三項若しくは第四項、第五十八条、第八十一条第四項若しくは第五項又は第九十三条第三項若しくは第四項の規定による勧告をしようとするとき。

五～十二（略）

2（略）

## 第十章 罰則

第九十四条 第三十五条の許可を受けないで一般ガス導管事業を営んだときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十四条第一項の許可を受けないで一般ガス導管事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- 二 第四十七条第一項又は第七十五条の規定に違反してガスの供給を拒んだとき。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反

第七十七条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

一～三（略）

四 第十九条第三項若しくは第四項、第五十六条第四項若しくは第五項、第五十八条、第八十一条第四項若しくは第五項又は第九十三条第三項若しくは第四項の規定による勧告をしようとするとき。

五～十二（略）

2（略）

## 第十章 罰則

第九十四条 第三十五条の許可を受けないで一般ガス導管事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十四条第一項の許可を受けないで一般ガス導管事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者
- 二 第四十七条第一項又は第七十五条の規定に違反してガスの供給を拒んだ者

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の

反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反してガス小売事業を営んだとき。
- 二 第十七条第一項の規定に違反してその名義を他人にガス小売事業のため利用させたとき。
- 三 第十七条第二項の規定に違反してガス小売事業を他人にその名において経営させたとき。
- 四 第五十四条の二又は第八十条の二の規定に違反してガス小売事業又はガス製造事業を営んだとき。
- 五 第三百三十四条（第五百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査又は適合性検査の業務の停止の命令に違反したとき。
- 六 第三百三十八条第一項の規定に違反したとき。
- 七 第三百三十九条の規定に違反して表示を付したとき。
- 八 第四百九十九条（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。
- 九 第五百五十七条の規定による命令に違反したとき。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項、第二十条第一項から第三項まで、第四十一条第五項、第四十八条第七項若しくは第十二項、第四十九条第三項若しくは第四項、第五十一条第三項、第五十四条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項、第五十五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第五十七

懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反してガス小売事業を営んだ者
- 二 第十七条第一項の規定に違反してその名義を他人にガス小売事業のため利用させた者
- 三 第十七条第二項の規定に違反してガス小売事業を他人にその名において経営させた者
- 四 第五十四条の二又は第八十条の二の規定に違反してガス小売事業又はガス製造事業を営んだ者
- 五 第三百三十四条（第五百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査又は適合性検査の業務の停止の命令に違反した者
- 六 第三百三十八条第一項の規定に違反した者
- 七 第三百三十九条の規定に違反して表示を付した者
- 八 第四百九十九条（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者
- 九 第五百五十七条の規定による命令に違反した者

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項、第二十条第一項から第三項まで、第四十一条第五項、第四十八条第七項若しくは第十二項、第四十九条第三項若しくは第四項、第五十一条第三項、第五十四条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項、第五十五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第五十七

条第一項若しくは第二項、第七十二条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項、第七十七条第三項若しくは第四項、第八十条第二項、第八十条の四第三項、第八十条の五第四項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項、第八十二条、第八十九条第三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令に違反したとき。

二 第二十一条第三項、第六十一条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第三項の規定による命令又は処分違反したとき。

三 第二十五条第一項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第一項の規定によるガス主任技術者を選任しなかつたとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反してガスの供給を拒んだとき。

五 第四十八条第三項、第四十九条第二項、第七十六条第三項又は第七十七条第二項の規定に違反してガスを供給したとき。

六 第八十九条第二項の規定に違反してガス受託製造を行つたとき。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。

条第一項若しくは第二項、第七十二条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項、第七十七条第三項若しくは第四項、第八十条第二項、第八十条の四第三項、第八十条の五第四項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項、第八十二条、第八十九条第三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令に違反した者

二 第二十一条第三項、第六十一条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第三項の規定による命令又は処分違反した者

三 第二十五条第一項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第一項の規定によるガス主任技術者を選任しなかつた者

四 第四十七条第二項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者

五 第四十八条第三項、第四十九条第二項、第七十六条第三項又は第七十七条第二項の規定に違反してガスを供給した者

六 第八十九条第二項の規定に違反してガス受託製造を行つた者

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

二 第十八条、第二十三条、第五十二条、第六十三条、第七十八条又は第九十一条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

三 第二十一条第二項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第二項の規定による命令又は処分に違反したとき。

四 第三十二条第五項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第五項の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

五 第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百二条第一項の規定に違反してガス工作物を使用したとき。

六 第四十一条第一項、第五十五条第七項又は第七十二条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第四十一条第三項、第五十五条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第五十一条第二項の規定に違反してガスを供給したとき。  
九 第五十五条第一項又は第七十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定ガス導管事業を営んだとき。

十 第五十五条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反して添付書

二 第十八条、第二十三条、第五十二条、第六十三条、第七十八条又は第九十一条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

三 第二十一条第二項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第二項の規定による命令又は処分に違反した者

四 第三十二条第五項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第五項の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

五 第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百二条第一項の規定に違反してガス工作物を使用した者

六 第四十一条第一項、第五十五条第七項又は第七十二条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第四十一条第三項、第五十五条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八 第五十一条第二項の規定に違反してガスを供給した者  
九 第五十五条第一項又は第七十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定ガス導管事業を営んだ者

十 第五十五条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反して添付書

類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十一 第八十五条第三項の規定による命令に違反したとき。

十二 第八十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてガス製造事業を営んだとき。

十三 第六百六十二条の規定に違反したとき。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項、第九条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第二項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条第七項若しくは第八項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十四条の六（第七十一条の三、第八十四条の三及び第四百四条の三において準用する場合を含む。）、第三十及及び第四百四条の三において準用する場合を含む。）、第三十九及第九十条第四項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三及第二項、第四十九及第一項、第五十一及第一項、第五十五及第十項、第五十六及第一項若しくは第二項、第六十四及第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五及第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八及第七項若しくは第八項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三及第二項、第七十四及第一項、第七十六及第一項本文（同条第二項に

類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第八十五条第三項の規定による命令に違反した者

十二 第八十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてガス製造事業を営んだ者

十三 第六百六十二条の規定に違反した者

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項、第九条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第二項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条第七項若しくは第八項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十九及第九十条第四項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三及第二項、第四十九及第一項、第五十一及第一項、第五十五及第十項、第五十六及第一項若しくは第二項、第六十四及第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五及第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八及第七項若しくは第八項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三及第二項、第七十四及第一項、第七十六及第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十七及第一項、第八十一及第一項若しくは第二項、第八十七及第二項、第八十八及第一項、第八十九及第一項、第九十三及第一項若しくは第二項、第九十七及第一項若しくは



において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項、第八十一条第一項若しくは第二項、第八十七条第二項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十七条第一項若しくは第二項、第九十八条第二項、第一百一条第七項若しくは第八項、第一百六条、第三十条（第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十五条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付したとき。

三 第二十四条第三項、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九十七条第三項、第一百条、第六十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条又は第七十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第一百五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項から第三項まで（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項から第三項までの規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

五 第三十三条第三項、第三十四条、第三十四条の十二第二項（第七十一条の三、第八十四条の三及び第一百四十四条の三にお

いて準用する場合を含む。）、第九十八条第二項、第一百一条第七項若しくは第八項、第一百六条、第三十条（第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

三 第二十四条第三項、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九十七条第三項、第一百条、第六十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条又は第七十三条第一項の規定による命令に違反した者

四 第三十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第一百五十五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項から第三項まで（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項から第三項までの規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

五 第三十三条第三項、第三十四条、第六十九条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十一条

て準用する場合を含む。）、第六十九条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二条第三項、第四百条又は第四百四十五条第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

五の二 第三十四条の九（第七十一条の三、第八十四条の三及び第四百条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して保安規程を保存せず、又は保安規程の提出を拒んだとき。

五の三 第三十四条の十（第七十一条の三、第八十四条の三及び第四百条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

六 第四十八条第十三項（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条第三項、第七十六条第五項、第八十一条第三項又は第八十九条第四項の規定に違反したとき。

七 第五十四条の八第二項又は第八十条の八第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第三百三十五条（第五十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三百三十五条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

九 第四百十条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二条第三項、第四百条又は第四百四十五条第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

（新設）

（新設）

六 第四十八条第十三項（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条第三項、第七十六条第五項、第八十一条第三項又は第八十九条第四項の規定に違反した者

七 第五十四条の八第二項又は第八十条の八第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第三百三十五条（第五十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三百三十五条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

九 第四百十条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

十 第四百四十六条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受  
けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

十一 第五百五十九条第六項の規定に違反して同項に規定する事  
項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存  
しなかつたとき。

十二 第四百七十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定に  
よる報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第七十二条第一項、第二項又は第四項の規定による検  
査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十 第四百四十六条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受  
けず、又は証明書を保存しなかつた者

十一 第五百五十九条第六項の規定に違反して同項に規定する事  
項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存  
しなかつた者

十二 第四百七十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定に  
よる報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第七十二条第一項、第二項又は第四項の規定による検  
査を拒み、妨げ、又は忌避した者

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第二章の二（略）</p> <p>第三章 電気工作物</p> <p>第一節 定義（第三十八条）</p> <p>第二節 事業用電気工作物</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 自主的な保安（第四十二条―第四十六条）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第四款 工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）</p> <p>第五款 承継（第五十五条の二）</p> <p>第六款 認定高度保安実施設置者（第五十五条の三―第五十五条の十三）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>第六章 登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関</p> <p>第一節 登録適合性確認機関（第六十七条―第八十条）</p> <p>第二節 登録安全管理審査機関（第八十条の二―第八十条の六）</p> <p>第三節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）</p> <p>第四節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）</p> <p>第七章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章の二（略）</p> <p>第三章 電気工作物</p> <p>第一節 定義（第三十八条）</p> <p>第二節 事業用電気工作物</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 自主的な保安（第四十二条―第四十六条）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第四款 工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）</p> <p>第五款 承継（第五十五条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関</p> <p>（新設）</p> <p>第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）</p> <p>第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）</p> <p>第三節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）</p> <p>第七章（略）</p>

第八章 雑則（第百条―第百十四条の二）  
第九章 罰則（第百十五条―第百二十九条）

附則

### 第三章 電気工作物

#### 第一節 定義

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物であつて、構内（これに準ずる区域を含む。以下同じ。）に設置するものをいう。ただし、小規模発電設備（低圧（経済産業省令で定める電圧以下の電圧をいう。第一号において同じ。）の電気に係る発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の発電用の電気工作物と同一の構内に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所として経済産業省令で定める場所に設置するものを除く。

- 一 電気を使用するための電気工作物であつて、低圧受電電線路（当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧の電気を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。次号ロ及び第三項第一号ロにおいて同じ。）以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの
- 二 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの  
イ 出力が経済産業省令で定める出力未満のものであること

第八章 雑則（第百条―第百十四条の二）  
第九章 罰則（第百十五条―第百二十九条）

附則

### 第三章 電気工作物

#### 第一節 定義

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備（経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいう。以下この項、第百六条第七項及び第百七条第五項において同じ。）以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

- 一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの
- 二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する電気を使用するための電気工

ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないものであること。

三 (略)

2 (略)

3 この法律において「小規模事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをいう。ただし、第一項ただし書に規定するものを除く。

一 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 出力が第一項第二号イの経済産業省令で定める出力以上のものであること。

ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないものであること。

二 前号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

4 (略)

第二節 事業用電気工作物

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く

作物を含む。）であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

2 (略)

(新設)

3 (略)

第二節 事業用電気工作物

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作

。以下この款において同じ。）を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

2 3 4 (略)

(主任技術者)

第四十三条 (略)

2 2 自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 3 5 (略)

(小規模事業用電気工作物を設置する者の届出)

第四十六条 小規模事業用電気工作物を設置する者は、当該小規模事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく

物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

2 3 4 (略)

(主任技術者)

第四十三条 (略)

2 2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 3 5 (略)

第四十六条 削除

、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 前項の事項を変更したとき。

二 前項の規定による届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなつたとき。

三 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

#### 第四款 工事計画及び検査

##### (技術基準の適合性確認)

第四十八条の二 事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの(以下「特殊電気工作物」という。)について、前条第一項の規定による届出をする者は、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについて、経済産業大臣の登録を受けた者の確認(以下「適合性確認」という。)を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者は、特殊電気工作物について適合性確認を行い、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しているときは、その旨を記載した証明書を交付することができる。

##### (使用前検査)

第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は第四十八条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物(その工事の計画について、同条第四項の規

#### 第四款 工事計画及び検査

##### (新設)

##### (使用前検査)

第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物(その工事の計画について、同条第四項の規定によ



定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。)であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるもの(第百十二条の三第三項において「特定事業用電気工作物」という。)は、その工事について主務省令で定めるところにより主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)又は第四十八条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従つて行われたものであること。

二 (略)

(使用前安全管理検査)

第五十一条 (略)

2 前項の自主検査(以下「使用前自主検査」という。)においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一・二 (略)

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期(第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定め

る命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。)であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるもの(第百十二条の三第三項において「特定事業用電気工作物」という。)は、その工事について主務省令で定めるところにより主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従つて行われたものであること。

二 (略)

(使用前安全管理検査)

第五十一条 (略)

2 前項の検査(以下「使用前自主検査」という。)においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一・二 (略)

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期(第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定め

る時期)に、事業用電気工作物(原子力を原動力とする発電用のものを除く。)であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては主務大臣が行う審査を受けなければならない。

4 5 7 (略)

(設置者による事業用電気工作物の自己確認)

第五十一条の二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は、同項(前項において準用する場合を含む。)の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、当該確認の結果(当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であつて、その設置者が当該確認を委託して行つた場合にあつては、その委託先の氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を含む。)を主務大臣に届け出なければならない。

(溶接自主検査)

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める機械若しくは器具である電気工作物(以下「ボイラー等」という。)であつて、主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であつて輸入したものを設置する者は、その溶接について主務省令で定める

る時期)に、原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては主務大臣が行う審査を受けなければならない。

4 5 7 (略)

(設置者による事業用電気工作物の自己確認)

第五十一条の二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は、同項(前項において準用する場合を含む。)の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に届け出なければならない。

(溶接事業者検査)

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める機械若しくは器具である電気工作物(以下「ボイラー等」という。)であつて、主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であつて輸入したものを設置する者は、その溶接について主務省令で定める

ところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の自主検査においては、その溶接が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならぬ。

(自家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項の認可又は第四十六条第一項、第四十七条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十一条の二第三項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

(定期安全管理検査)

第五十五条 次に掲げる電気工作物（以下この条において「特定電気工作物」という。）を設置する者は、主務省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

一～三 (略)

2 前項の自主検査（以下「定期自主検査」という。）においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定め

ところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その溶接が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならぬ。

(自家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項の認可又は同条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十一条の二第三項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

(定期安全管理検査)

第五十五条 次の各号に掲げる電気工作物（以下この条において「特定電気工作物」という。）を設置する者は、主務省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

一～三 (略)

2 前項の検査（以下「定期事業者検査」という。）においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める

る技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、当該定期自主検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて主務省令で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同項の主務省令で定める技術基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の主務省令で定める事項について、主務省令で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、主務省令で定める事項については、これを主務大臣に報告しなければならない。

4 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期（第六項において準用する第五十一条第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期）に、特定電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

5 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他主務省令で定める事項について行う。

6 第五十一条第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第四項」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」と

技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、当該定期事業者検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて主務省令で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同項の主務省令で定める技術基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の主務省令で定める事項について、主務省令で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、主務省令で定める事項については、これを主務大臣に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期（第六項において準用する第五十一条第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期事業者検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

5 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他主務省令で定める事項について行う。

6 第五十一条第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第四項」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」と

あるのは「当該特定電気工作物」と、「使用前自主検査」とあるのは「定期自主検査」と読み替えるものとする。

第六款 認定高度保安実施設置者

(認定)

第五十五条の三 事業用電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除き、経済産業省令で定めるものに限る。以下この款において同じ。）を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに、高度な保安を確保することができること認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この款において単に「認定」という。）を受けなければならない。

(認定の基準)

第五十五条の四 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(欠格条項)

あるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第五十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受け  
ることができない。

一 認定の申請に係る組織において事業用電気工作物の使用を  
開始した日から二年を経過しない者

二 認定の申請に係る組織の使用する事業用電気工作物に関し  
て、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害  
を発生させた日から二年を経過しない者

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金  
以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける  
ことがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第五十五条の九の規定により認定を取り消され、その取消  
しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前二号のい  
ずれかに該当する者があるもの

2 第五十五条の二第一項の規定による事業用電気工作物を設置  
する者の地位の承継があつた場合において、当該事業用電気工  
作物を設置する者が事業用電気工作物の使用を開始した日から  
二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。た  
だし、当該承継が分割による承継であつて、認定に係る事業の  
全部を承継するものでない場合は、この限りでない。

(認定の更新)

第五十五条の六 認定は、五年以上十年以内において政令で定め  
る期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつ  
て、その効力を失う。

2 第五十五条の三及び第五十五条の四の規定は、前項の認定の

(新設)

(新設)

更新に準用する。

(変更の届出)

第五十五条の七 認定を受けた者(以下「認定高度保安実施設置者」という。)は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承継)

第五十五条の八 第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者(認定高度保安実施設置者に限る。)の地位を承継した者は、認定高度保安実施設置者でないとき、又は認定高度保安実施設置者である場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、認定高度保安実施設置者の地位を承継しない。

- 一 その行う承継が分割による承継であつて、認定に係る事業の全部を承継するものでないとき。
- 二 その認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させた日から二年を経過しないとき。
- 三 第五十五条の五第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

(認定の取消)

第五十五条の九 経済産業大臣は、認定高度保安実施設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

きる。

- 一 認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させたとき。
- 二 認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害の発生のおそれのある事故を発生させたとき。
- 三 第四十条の規定により電気工作物の使用の一時停止の命令又は使用の制限の処分を受けたとき。
- 四 第五十五条の四各号のいずれかに該当してないと認められるとき。
- 五 第五十五条の五第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。
- 六 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

(保安規程に係る特例)

第五十五条の十 認定高度保安実施設置者は、保安規程を定め、又は変更したときは、第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合において、経済産業省令で定めるところにより、当該保安規程を保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(主任技術者に係る特例)

第五十五条の十一 認定高度保安実施設置者は、第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任又はその解任については、同

(新設)

(新設)



条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(使用前安全管理検査の特例)

第五十五条の十二 第五十一条第三項から第七項までの規定は、認定高度保安実施設置者については、適用しない。

(定期安全管理検査の特例)

第五十五条の十三 認定高度保安実施設置者であつて、第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる電気工作物を設置するものは、同項の自主検査については、同項の規定にかかわらず、これを定期に行うことを要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならない。

2 第五十五条第四項から第六項までの規定は、認定高度保安実施設置者については、適用しない。

第六章 登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指

定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録適合性確認機関

(登録)

第六十七条 第四十八条の二第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところによ

(新設)

(新設)

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関

(登録)

第六十七条 第五十一条第三項又は第五十五条第四項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる審査の区分（

り、適合性確認を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 三 (略)

(登録の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて適合性確認を行うものであること。

二 次のいずれかに該当する者が適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若

以下単に「審査の区分」という。）ごとに、これらの規定による審査（以下「安全管理審査」と総称する。）を行おうとする者の申請により行う。

一 第五十一条第三項の審査  
二 第五十五条第四項の審査

(欠格条項)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十一条第三項又は第五十五条第四項の登録を受けることができない。

一 三 (略)

(登録の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

(新設)

一 次のいずれかに該当する者が安全管理審査を実施し、その人数が審査の区分ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持

しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

三 登録申請者が、特殊電気工作物を設置する者（以下この号及び第七十五条第二項において「特殊電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特殊電気工作物設置者とその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職

若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、第五十一条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物を設置する者（以下この号において「審査対象電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者とその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役

員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特殊電気工作物設置者の役員又は職員(過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録は、適合性確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

(削る)

三 登録を受けた者が適合性確認を行う事業所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(登録の更新)

第七十条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(適合性確認の義務)

第七十一条 登録を受けた者(以下「登録適合性確認機関」という。)は、適合性確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性確認を行わなければならない。

2 登録適合性確認機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定め

員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、審査対象電気工作物設置者の役員又は職員(過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 第五十一条第三項又は第五十五条第四項の登録は、安全管理審査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

三 審査の区分

四 登録を受けた者が安全管理審査を行う事業所の所在地

(新設)

(登録の更新)

第七十条 第五十一条第三項又は第五十五条第四項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(安全管理審査の義務)

第七十一条 第五十一条第三項又は第五十五条第四項の登録を受けた者(以下「登録安全管理審査機関」という。)は、安全管理審査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、安全管理審査を行わなければならない。

2 登録安全管理審査機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定

る方法により適合性確認を行わなければならない。

3 登録適合性確認機関は、適合性確認を行うときは、第六十九条第一項第二号に規定する者に適合性確認を実施させなければならない。

(変更の届出)

第七十二条 登録適合性確認機関は、第六十九条第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第七十三条 登録適合性確認機関は、適合性確認の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、適合性確認の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、適合性確認の実施方法、適合性確認に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた業務規程が適合性確認の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第七十四条 登録適合性確認機関は、適合性確認の業務の全部又

める方法により安全管理審査を行わなければならない。

3 登録安全管理審査機関は、安全管理審査を行うときは、第六十九条第一項第一号に規定する者に安全管理審査を実施させなければならない。

(変更の届出)

第七十二条 登録安全管理審査機関は、その名称又は安全管理審査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第七十三条 登録安全管理審査機関は、安全管理審査の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、安全管理審査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、安全管理審査の実施方法、安全管理審査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

(新設)

(業務の休廃止)

第七十四条 登録安全管理審査機関は、安全管理審査の全

は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第七十五条 登録適合性確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 特殊電気工作物設置者その他の利害関係人は、登録適合性確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録適合性確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〇四 (略)

(適合命令)

第七十六条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第六十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性確認機関に対し、これらの規定に適合するため必

部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 使用前自主検査又は定期事業者検査を行う電気工作物を設置する者その他の利害関係人は、登録安全管理審査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全管理審査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〇四 (略)

(適合命令)

第七十六条 経済産業大臣は、登録安全管理審査機関が第六十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全管理審査機関に対し、これらの規定に適合するた

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七十七条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第七十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録適合性確認機関に対し、適合性確認を行うべきこと又は適合性確認の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七十八条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて適合性確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二・三 (略)

四 第七十三条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第七十九条 登録適合性確認機関は、帳簿を備え、適合性確認の

め必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七十七条 経済産業大臣は、登録安全管理審査機関が第七十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録安全管理審査機関に対し、安全管理審査を行うべきこと又は安全管理審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七十八条 経済産業大臣は、登録安全管理審査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第三項若しくは第五十五条第四項の登録を取り消し、又は期間を定めて安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十一条第五項(第五十五条第六項において準用する場合を含む。)、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二・三 (略)

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十一条第三項又は第五十五条第四項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第七十九条 登録安全管理審査機関は、帳簿を備え、安全管理審

業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければなら  
ない。

2 (略)

(経済産業大臣による適合性確認業務の実施)

第八十条 経済産業大臣は、登録を受ける者がいないとき、第七  
十四条の規定による適合性確認の業務の全部又は一部の休止又  
は廃止の届出があつたとき、第七十八条の規定により登録を取  
り消し、又は登録適合性確認機関に対し適合性確認の業務の全  
部若しくは一部の停止を命じたとき、登録適合性確認機関が天  
災その他の事由により適合性確認の業務の全部又は一部を実施  
することが困難となつたときその他必要があると認めるときは  
、当該適合性確認の業務の全部又は一部を自ら行うことができ  
る。

2 経済産業大臣が前項の規定により適合性確認の業務の全部又  
は一部を自ら行う場合における適合性確認の業務の引継ぎその  
他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第二節 登録安全管理審査機関

(登録)

第八十条の二 第五十一条第三項又は第五十五条第四項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる審査の区分(次条において単に「審査の区分」という。)(ごとに、これらの審査(以下「

査)の業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければなら  
ない。

2 (略)

(経済産業大臣による安全管理審査業務の実施)

第八十条 経済産業大臣は、第五十一条第三項又は第五十五条第  
四項の登録を受ける者がいないとき、第七十四条の規定による  
安全管理審査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があ  
つたとき、第七十八条の規定により第五十一条第三項若しくは  
第五十五条第四項の登録を取り消し、又は登録安全管理審査機  
関に対し安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ  
たとき、登録安全管理審査機関が天災その他の事由により安全  
管理審査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた  
ときその他必要があると認めるときは、当該安全管理審査の業  
務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣が前項の規定により安全管理審査の業務の全部  
又は一部を自ら行う場合における安全管理審査の業務の引継ぎ  
その他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(新設)

(新設)



安全管理審査」と総称する。)を行おうとする者の申請により行う。

- 一 第五十一条第三項の審査
- 二 第五十五条第四項の審査

(登録の基準)

第八十条の三 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が安全管理審査を実施し、その人数が審査の区分ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大  
学令に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学  
若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修め  
て卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは  
運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算し  
て二年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学  
の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学  
校令に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械  
工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を  
修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程に  
あつては、修了した者)であつて、電気工作物の工事、維  
持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実

(新設)

務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、第五十一条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物を設置する者（以下この号において「審査対象電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 | 登録は、安全管理審査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 | 登録年月日及び登録番号

二 | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては、その代表者の氏名

三 審査の区分

四 登録を受けた者が安全管理審査を行う事業所の所在地

(業務規程)

第八十条の四 登録を受けた者（以下「登録安全管理審査機関」という。）は、安全管理審査の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、安全管理審査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、安全管理審査の実施方法、安全管理審査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定め、ておかなければならない。

(登録の取消し等)

第八十条の五 経済産業大臣は、登録安全管理審査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十一条第五項（第五十五条第六項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定又は次条において準用する第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条第一項若しくは第七十九条の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第六十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 正当な理由がないのに次条において準用する第七十五条第

(新設)

(新設)

二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 次条において準用する第七十六条又は第七十七条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(準用)

第八十条の六 第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号及び第八十条第一項中「第七十八条」とあるのは「第八十条の五」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十条の二及び第八十条の三の規定並びに第八十条の六において準用する第六十八条の規定」と、第七十一条の見出し及び第八十条第二項中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と、第七十一条及び第七十七条中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と、第七十一条第三項中「第六十九条第一項第二号」とあるのは「第八十条の三第一項第一号」と、第七十二条中「第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は安全管理審査を行う事業所の所在地」と、第七十四条、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十条第一項中「適合性確認の」とあるのは「安全管理審査の」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「使用前自主検査又は定期自主検査を行う電気工作物を設置する者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第八十条の三第一項各号」と、第八十条の見出し中「適合性確認業務」とあるのは「安全管理審査業務」と読み

(新設)

替えるものとする。

第三節 (略)

第四節 登録調査機関

(登録)

第八十九条 第五十七条の二第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、電線路維持運用者の委託を受けて調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(登録の基準)

第九十条 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならぬ。この場合において、登録に必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 (略)

2 登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

(登録の取消し)

第九十五条 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

第二節 (略)

第三節 登録調査機関

(登録)

第八十九条 第五十七条の二第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、電線路維持運用者の委託を受けて調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(登録の基準)

第九十条 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 (略)

2 第五十七条の二第一項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

(登録の取消し)

第九十五条 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十七条の二第一項の登録を取り消すことができる。

一〇四 (略)

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(準用)

第九十六条 第六十八条、第七十条、第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号中「第七十八条」とあるのは「第九十五条」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十九条及び第九十条の規定並びに第九十六条において準用する第六十八条の規定」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「登録調査機関が調査業務を行う一般用電気工作物の所有者又は占有者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第九十条第一項各号」と、第七十九条第一項中「適合性確認の業務」とあるのは「調査業務」と読み替えるものとする。

## 第八章 雑則

(調査の要請)

第一百五十五条の二 経済産業大臣は、認定高度保安実施設置者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、

一〇四 (略)

五 不正の手段により第五十七条の二第一項の登録を受けたとき。

(準用)

第九十六条 第六十八条、第七十条、第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号中「第七十八条」とあるのは「第九十五条」と、第七十五条第二項中「使用前自主検査又は定期事業者検査を行う電気工作物を設置する者」とあるのは「登録調査機関が調査業務を行う一般用電気工作物の所有者又は占有者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第九十条第一項各号」と読み替えるものとする。

## 第八章 雑則

(新設)

独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

(報告の徴収)

第六六条 (略)

256 (略)

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般用電気工作物(小規模発電設備であるものに限る。)の所有者又は占有者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

8510 (略)

11 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録適合性確認機関又は登録安全管理審査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

12・13 (略)

(立入検査)

第七七条 (略)

254 (略)

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所(当該一般用電気工作物が小規模発電設備以外のものである場合にあつては、居住の用に供されているものを除く。)に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者

(報告の徴収)

第六六条 (略)

256 (略)

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般用電気工作物(小出力発電設備に限る。)の所有者又は占有者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

8510 (略)

11 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録安全管理審査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

12・13 (略)

(立入検査)

第七七条 (略)

254 (略)

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所(当該一般用電気工作物が小出力発電設備以外のものである場合にあつては、居住の用に供されているものを除く。)に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者

の承諾を得なければならない。

6・7 (略)

8 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9 18 (略)

(聴聞の特例)

第百八条 (略)

2 第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の十二の八第一項から第三項まで、第二十七条の十二の九第一項若しくは第二項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第三十七条の十一第二項、第七十八条、第八十条の五、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の十一又は第九十九条の十四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(手数料)

第百十二条 次に掲げる者は、実費を勘案して経済産業省令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 四 (略)

四の二 第五十五条の三の認定又はその更新を受けようとする者

の承諾を得なければならない。

6・7 (略)

8 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9 18 (略)

(聴聞の特例)

第百八条 (略)

2 第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の十二の八第一項から第三項まで、第二十七条の十二の九第一項若しくは第二項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第三十七条の十一第二項、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の十一又は第九十九条の十四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(手数料)

第百十二条 次に掲げる者は、実費を勘案して経済産業省令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 四 (略)

(新設)



五| 第八十条第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性確認を受けようとする者

六| 第八十条の六において読み替えて準用する第八十条第一項の規定により経済産業大臣の行う安全管理審査を受けようとする者

2・3 (略)

(公示)

第百十二条の二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第四十八条の二第一項、第五十一条第三項、第五十五条第四項又は第五十七条の二第一項の登録をしたとき。

四 第五十七条の二第二項、第七十二条(第八十条の六において準用する場合を含む。)、第七十四条(第八十条の六において準用する場合を含む。)、第九十三条又は第九十七条第二項の規定による届出があつたとき。

五 第七十八条の規定により登録を取り消し、又は適合性確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第八十条第一項の規定により経済産業大臣が適合性確認の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性確認の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

七 第八十条の五の規定により登録を取り消し、又は安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

八 第八十条の六において読み替えて準用する第八十条第一項

(新設)

五| 第八十条第一項の規定により経済産業大臣の行う安全管理審査を受けようとする者

2・3 (略)

(公示)

第百十二条の二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第五十一条第三項、第五十五条第四項又は第五十七条の二第一項の登録をしたとき。

四 第五十七条の二第二項、第七十二条、第七十四条、第九十三条又は第九十七条第二項の規定による届出があつたとき。

五 第七十八条の規定により登録を取り消し、又は安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第八十条第一項の規定により経済産業大臣が安全管理審査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた安全管理審査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(新設)

(新設)

の規定により経済産業大臣が安全管理審査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた安全管理審査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

九十三 (略)

## 第九章 罰則

第一百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一十二 (略)

十三 第七十八条又は第八十条の五の規定による適合性確認又は安全管理審査の業務の停止の命令に違反したとき。

十四 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の七第二項(第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)、第七条第四項(第八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の七の二第四項(第二十七条の七の三第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の十一第一項、第二十七条の十二の六第四項(第二十七条の十二の七第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の十二の十一第一項、第二十七

七十一 (略)

## 第九章 罰則

第一百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一十二 (略)

十三 第七十八条の規定による安全管理審査の業務の停止の命令に違反したとき。

十四 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の七第二項(第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)、第七条第四項(第八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の七の二第四項(第二十七条の七の三第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の十一第一項、第二十七条の十二の六第四項(第二十七条の十二の七第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の十二の十一第一項、第二十七

条の二十第一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五第一項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第三項、第四十六条第一項若しくは第二項、第四十七条第四項若しくは第五項、第五十一条の二三項、第五十五条の七、第五十七条の二第二項又は第七十四条（第八十条の六において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二〇四（略）

五 第二十六条第三項（第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）又は第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）若しくは第五十五条の十一の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

六〇八（略）

八の二 第五十五条の十の規定に違反して保安規程を保存せず、又は保安規程の提出を拒んだとき。

九〇十（略）

十一 第五十七条第四項又は第七十九条第一項（第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第五十七条第四項又は第七十九条第一項（第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第五十七条第五項又は第七十九条第二項（第八十条の六

条の二十第一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五第一項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第三項、第四十七条第四項若しくは第五項、第五十一条の二三項、第五十七条の二第二項又は第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二〇四（略）

五 第二十六条第三項（第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）又は第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

六〇八（略）

（新設）

九〇十（略）

十一 第五十七条第四項、第七十九条第一項又は第九十六条において準用する第七十九条第一項の規定に違反して第五十七条第四項、第七十九条第一項又は第九十六条において準用する第七十九条第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第五十七条第五項、第七十九条第二項又は第九十六条に

及び第九十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

十三 (略)

第二百二十六条 第七十五条第一項(第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七十五条第二項各号(第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

において準用する第七十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

十三 (略)

第二百二十六条 第七十五条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七十五条第二項各号(第九十六条において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 業務等（第五十一条―第五十四条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四章 独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>第三節 業務等</p> <p>（業務の範囲等）</p> <p>第五十一条 機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査を行うこと。</p> <p>十一 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十条の二に規定する調査を行うこと。</p> <p>十二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 業務等（第五十一条―第五十四条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四章 独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>第三節 業務等</p> <p>（業務の範囲等）</p> <p>第五十一条 機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十（略）</p>

十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第百五条の

二に規定する調査を行うこと。

十四～十七 (略)

2～4 (略)

(新設)

十一～十四 (略)

2～4 (略)

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この法律において「一般用電気工作物等」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。）及び小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>2 この法律において「<u>自家用電気工作物</u>」とは、電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物及び発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「<u>電気工事</u>」とは、<u>一般用電気工作物等</u>又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。</p> <p>4 (略)</p> <p>第三条 (電気工事士等)</p> <p>2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けて</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この法律において「<u>一般用電気工作物</u>」とは、<u>電気事業法</u>（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。</p> <p>2 この法律において「<u>自家用電気工作物</u>」とは、<u>電気事業法</u>第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物（<u>発電所</u>、<u>変電所</u>、最大電力五百キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「<u>電気工事</u>」とは、<u>一般用電気工作物</u>又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。</p> <p>4 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けて</p>

いる者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

3・4 (略)

(電気工事士等の義務)

第五条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第二項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは電気事業法第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に、小規模事業用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第二項の経済産業省令で定める作業を除く。）又は自家用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第一項及び第三項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは同法第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。

2 (略)

(電気工事士試験)

第六条 (略)

2 第一種電気工事士試験は自家用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は一般用電気工作物等の保安に関して必要な知識及び技能について行う。

3・5 (略)

いる者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。

3・4 (略)

(電気工事士等の義務)

第五条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは電気事業法第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に、自家用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第一項及び第三項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは同法第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。

2 (略)

(電気工事士試験)

第六条 (略)

2 第一種電気工事士試験は自家用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は一般用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について行う。

3・5 (略)



改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>一 一般用電気工作物等（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物及び同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第二十八条 電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>一 一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第二十八条 電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、同法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。</p>

改 正 案

現 行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、  
 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の  
 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十  
 四条の五関係）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、  
 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の  
 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十  
 四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可 、認可、認定、指定又は技能証 明の事項	課税標準	税 率
<p>一〇百三 （略）</p> <p>百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定                      旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しく                      は電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する                      電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替                      供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電                      気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線                      路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給                      の登録、特定供給の許可、認定電気使用者情報利用者等                      協会の認定又は電気工作物に係る登録適合性確認機関、                      登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録</p>	<p>一〇百三 （略）</p> <p>百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定                      旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しく                      は電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する                      電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替                      供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電                      気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線                      路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給                      の登録、特定供給の許可、認定電気使用者情報利用者等                      協会の認定又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関                      若しくは登録調査機関の登録</p>	

百五〇百六十 (略)	(一) (略)	(二) 電気事業法第四十八条の 二第一項(登録適合性確認 機関の登録)の登録(更新 の登録を除く。)
	(略)	登録件数
	(略)	一件につき 九万円

百五〇百六十 (略)	(一) (略)	(二) (新設)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

改正案

現行

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>
<p>一〇百（略）</p> <p>百一 ガス小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、認定高度保安実施ガス小売事業者の認定、一般ガス導管事業の許可若しくはガスの供給区域の変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者若しくは認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録</p>	<p>一〇百（略）</p> <p>百一 ガス小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、一般ガス導管事業の許可若しくはガスの供給区域の変更の許可又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録</p>
<p>（一）（三）（略）</p> <p>（四） ガス事業法第三十四条の</p>	<p>（一）（三）（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>認定件数</p>	<p>（略）</p>
<p>一件につき</p>	<p>（略）</p>

二（認定）の認定高度保安 実施ガス小売事業者の認定 （更新の認定を除く。）	(五) (略)	認定件数	一件につき 九万円
二（認定）の認定高度保安 実施一般ガス導管事業者の 認定（更新の認定を除く。）	(六) (略)	認定件数	一件につき 九万円
二（認定）の認定高度保安 実施特定ガス導管事業者の 認定（更新の認定を除く。）	(七) (略)	認定件数	一件につき 九万円
二（認定）の認定高度保安実 施ガス製造事業者の認定（ 更新の認定を除く。）	(八) (略)	認定件数	一件につき 九万円
第一項（検査機関の登録） の登録（更新の登録を除く。 ）	(九) (略)	申請件数	一件につき 九万円（既 に(十)に掲げ る登録を受 けている者 については 、一万五千
(新設) (略)	(四) (略)	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)	(略)
第一項（検査機関の登録） の登録（更新の登録を除く。 ）	(五) (略)	申請件数	一件につき 九万円（既 に(六)に掲げ る登録を受 けている者 については 、一万五千

百二 高压ガスの製造等に係る認定完成検査実施者、認定保安検査実施者若しくは認定高度保安実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録	(一)・(二) (略)	(略)	(略)
	(三) 高压ガス保安法第三十九条の十三(認定)の認定高度保安実施者の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき 九万円
	(四)～(八) (略)	(略)	(略)
百三 (略)	百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可、認定高度保安施設設置者の認定、認定電気使用者情報利用者等協会の認定又は電気工		

百二 高压ガスの製造等に係る認定完成検査実施者若しくは認定保安検査実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録	(一)・(二) (略)	(略)	(略)
	(三)～(七) (略)	(略)	(略)
	(三)～(七) (略)	(略)	(略)
百三 (略)	百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可、認定電気使用者情報利用者等協会の認定又は電気工作物に係る登録適合性確認機関、		

百五〇百六十 (略)	(一)～(九) (略)	登録安全管理審査機関 若しくは登録調査機関の登録
	(十) 電気事業法第五十五条の 三(認定)の認定高度保安 実施設置者の認定(更新の 認定を除く。)	
	(十一)～(十四) (略)	
	(略)	認定件数
	(略)	一件につき 九万円

百五〇百六十 (略)	(一)～(九) (略)	登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録
	(十)～(十四) (略)	
	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇百一（略）</p>	<p>百二 高压ガスの製造等に係る認定高度保安実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録</p>	<p>一〇百一（略）</p>
<p>（削る）</p>		<p>（一） 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号（完成検査）の認定完成検査実施者の認定（更新の認定を除く）</p>	<p>認定件数 一件につき 九万円</p>



百三〇百六十 (略)	(削る)	(一) 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十九条の二(認定)の認定高度保安実施者の認定(更新の認定を除く。)	(二) (略)	(略)
			認定件数	(略)
			一件につき 九万円	(略)

百三〇百六十 (略)	(二) 高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号(保安検査)の認定保安検査実施者の認定(更新の認定を除く。)	(三) 高圧ガス保安法第三十九条の十三(認定)の認定高度保安実施者の認定(更新の認定を除く。)	(四) (略)	(略)
			認定件数	(略)
			一件につき 九万円	(略)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）

（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保安検査）</p> <p>第三十七条の六 充てん事業者は、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第三十五条第一項ただし書の指定保安検査機関（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第九十四条 第二章から第四章の二までの規定は、高圧ガス保安法第三十一条第九号の政令で定める液化石油ガスについては、適用しない。</p>	<p>（保安検査）</p> <p>第三十七条の六 充てん事業者は、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第九十四条 第二章から第四章の二までの規定は、高圧ガス保安法第三十一条第八号の政令で定める液化石油ガスについては、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 この法律において「一般用電気工作物等」とは電気工事士法第二条第一項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。</p> <p>(主任電気工事士の設置)</p> <p>第十九条 登録電気工事業者は、その一般用電気工作物等に係る電気工事（以下「一般用電気工事」という。）の業務を行う営業所（以下この条において「特定営業所」という。）ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であつて第六条第一項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければなら</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 この法律において「一般用電気工作物」とは電気工事士法第二条第一項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。</p> <p>(主任電気工事士の設置)</p> <p>第十九条 登録電気工事業者は、その一般用電気工作物に係る電気工事（以下「一般用電気工事」という。）の業務を行う営業所（以下この条において「特定営業所」という。）ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であつて第六条第一項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければなら</p>

2  
・  
3  
らない。  
(略)

2  
・  
3  
ない。  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（消防法等の許可との関係）            第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文並びに高压ガス保安法第二十条第一項及び第三項並びに第三十九条の二十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。</p>	<p>（消防法等の許可との関係）            第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文並びに高压ガス保安法第二十条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。</p>

改正案	現行
<p>（消防法等の許可との関係）            第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文並びに高圧ガス保安法第二十条第一項及び第三項並びに第三十九条の十一第一項の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。</p>	<p>（消防法等の許可との関係）            第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文並びに高圧ガス保安法第二十条第一項及び第三項並びに第三十九条の二十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。</p>

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第  
号）（附則第十八条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電気事業法の一部改正） 第六条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。 （略） 第三十八条第四項第五号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。 （略）</p> <p>附則</p> <p>第十一条 この法律の施行の際現に一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路と直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続している蓄電用の自家用電気工作物（新電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物をいう。）を維持し、及び運用する者であつて新電気事業法第二十八条の三第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日から起算して三月間は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による届出をすることを要しない。</p>	<p>（電気事業法の一部改正） 第六条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。 （略） 第三十八条第三項第五号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。 （略）</p> <p>附則</p> <p>第十一条 この法律の施行の際現に一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路と直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続している蓄電用の自家用電気工作物（新電気事業法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物をいう。）を維持し、及び運用する者であつて新電気事業法第二十八条の三第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日から起算して三月間は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による届出をすることを要しない。</p>